第２部　障害者施策の総合的展開

【新宿区障害者計画】

（新宿区成年後見制度利用促進基本計画）

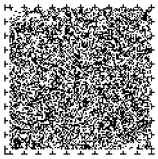

第１章　障害者施策の体系

「基本理念」のもとに、3 つの「基本目標」と 9 つの「個別目標」を設け、計画を支える施策を「基本施策」、「個別施策」として示しました。

それぞれの個別施策における計画の体制については、今後の社会状況を踏まえながら柔軟に対応し、推進していきます。

基本理念

◇障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現
◇バリアフリー社会の実現
◇必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現

基本目標

Ⅰ　安心して地域生活が送れるための支援
Ⅱ　ライフステージに応じた成長と自立への支援
Ⅲ　地域共生社会におけるバリアフリーの促進

個別目標

1　個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実
2　障害等の早期発見と成長・発達への支援
3　地域サービスの充実・地域生活への移行の推進
4　多様な就労支援
5　社会活動の支援
6　障害者の権利を守り安心して生活できるための支援
7　こころのバリアフリーの促進
8　福祉のまちづくりの促進
9　障害者が安全に生活できるための支援

17 の基本施策
42 の個別施策

【個別目標に連なる「基本施策」と「個別施策」】

個別目標１　個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

基本施策	個別施策	
(1)地域で日常生活を継続するための支援	①相談支援の充実	(P.64)
	②日常生活を支える支援の充実	(P.67)
	③保健医療サービスの充実	(P.68)
	④家族への支援	(P.73)
	⑤経済的自立への支援	(P.76)
(2)サービスの質の向上のための支援	⑥利用者支援と苦情相談の充実	(P.77)
	⑦サービスを担う人材の確保・育成	(P.78)
	⑧事業者への支援・指導の充実	(P.80)
(3)地域ネットワークの構築	⑨地域生活支援体制の推進【重点的な取組】	(P.82)
	⑩地域の社会資源ネットワーク化と有効活用	(P.84)

個別目標２　障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策	個別施策	
(1)子どもの発達に即した支援の充実	⑪障害等の早期発見・早期支援	(P.85)
	⑫乳幼児期の子育てに関する相談の充実	(P.87)
(2)障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	⑬乳幼児期の支援体制の充実	(P.89)
	⑭学齢期の支援体制の充実	(P.92)
	⑮放課後支援等の日中活動の充実	(P.94)
	⑯療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携	(P.96)
	⑰障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取組】	(P.97)
	⑱学校教育修了後の進路の確保	(P.98)

個別目標３　地域サービスの充実・地域生活への移行の推進

基本施策	個別施策	
(1)地域で生活するための基盤整備	⑲日中活動の充実	(P.99)
	⑳住まいの場の充実	(P.101)
	㉑入所支援施設等の支援	(P.104)
(2)地域生活移行への支援	㉒施設からの地域生活移行の支援	(P.105)
	㉓病院からの地域生活移行の支援【重点的な取組】	(P.106)

個別目標 4　多様な就労支援

基本施策	個別施策	
(1)多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	㉔就労支援の充実【重点的な取組】	(P.108)
	㉕施設における就労支援の充実	(P.110)
(2)安心して働き続けられるための支援	㉖就労の継続及び復職等の支援の強化	(P.112)

個別目標 5　社会活動の支援

基本施策	個別施策	
(1)社会参加の充実	㉗コミュニケーション支援・移動支援の充実	(P.114)
	㉘文化芸術・スポーツ等への参加の促進	(P.117)
	㉙社会参加の促進への支援の充実	(P.120)

個別目標 6　障害者の権利を守り安心して生活できるための支援

基本施策	個別施策	
(1)障害者が権利の主体として生活するための支援	㉚障害者の差別解消・合理的配慮に関する普及啓発の推進	(P.121)
	㉛障害者の権利擁護の推進【成年後見制度の利用促進に関する施策】	(P.123)
	㉜虐待の防止	(P.125)
	㉝消費者被害の防止	(P.126)

個別目標 7　こころのバリアフリーの促進

基本施策	個別施策	
(1)障害理解の促進	㉞障害理解への啓発活動の促進【重点的な取組】	(P.128)
	㉟障害理解教育の推進	(P.130)
	㊱広報活動の充実	(P.132)
(2)交流機会の拡大、充実による理解の促進	㊲互いに交流しあえる機会の充実	(P.133)
	㊳地域で交流する機会の充実	(P.134)
(3)情報のバリアフリーの促進	㊴多様な手法による情報提供の充実	(P.135)

個別目標 8　福祉のまちづくりの促進

基本施策	個別施策	
(1)人にやさしいまちづくり	㊵ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【重点的な取組】	(P.138)
(2)人にやさしい建築物づくり	㊶建築物や住宅のバリアフリーの普及	(P.141)

個別目標 9　障害者が安全に生活できるための支援

基本施策	個別施策	
(1)災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援	㊷防災・防犯対策の推進	(P.142)

第２章　重点的な取組

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、計画を支える「基本施策」を定め、特に積極的な取組により事業を推進していく必要がある次の「個別施策」を、重点的な取組として掲げました。

重点的な取組１	地域生活支援体制の推進【個別施策⑨】
基幹相談支援センターと区内 3 か所の地域生活支援拠点施設（身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」）及び関係機関が連携し、障害者や家族、事業者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制を推進しています。なお、令和 8 年 3 月には「滝乃川学園ともいろ」が 4 か所目の地域生活支援拠点に加わり、基幹相談支援センターが稼働していない夜間・土日祝祭日も稼働し、主に知的障害者の緊急床の利用調整を 24 時間 365 日実施します。	
重点的な取組２	**障害等のある子どもへの専門相談の推進【個別施策⑰】**
障害のある子どもや発達に心配のある子どもの相談支援環境を整備します。昨今、特に求められているのは専門性の高い相談です。子ども総合センター内児童発達支援センターにおける発達検査や専門職による個別指導、保健センターにおける発達専門の小児科医師による相談、教育委員会における就学相談等で専門的な相談や支援を行うとともに、切れ目のない支援が行えるよう、関係各機関が連携を図っていきます。	
重点的な取組３	**病院からの地域生活移行の支援【個別施策㉓】**
精神障害者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り、退院支援を推進しています。退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、医療の継続、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保に関する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組む必要があります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域で精神障害者が生活を継続できるような体制を整備していきます。	

重点的な取組 4	就労支援の充実【個別施策㉔】

障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解や法定雇用率の引き上げ等が追い風となる一方、景気の変動等により社会情勢が見通せない状況です。就職や職場定着の支援など一人ひとりのニーズにあった支援を行えるよう、新宿区勤労者・仕事支援センターや就労支援事業所等との連携強化による重層的な就労支援を続けます。また、企業に対しても障害者が安心して働き続けられる環境整備を働きかけていきます。さらに、適切な選択のための支援を必要とする障害者に、就労選択支援を活用していきます。

重点的な取組 5	障害理解への啓発活動の促進【個別施策㉞】

障害者差別解消法が改正され、行政機関だけではなく民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられました。差別の禁止、合理的配慮の提供が浸透するためには障害への理解が欠かせません。障害理解のための障害者疑似体験を取り入れるほか、障害者と交流する場を設ける等、障害理解を大きく進めるための取組を行います。また、これらの取組をより一層推進し、区民や事業者等の障害理解のさらなる促進を図ることで、共生社会の実現に向けた機運の醸成に努めます。

重点的な取組 6	ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【個別施策㊵】

「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づく事前協議制度等を活用し、全ての人が円滑に利用できる質の高い都市施設の整備を進めていきます。また区ホームページ等における情報発信の充実など、区民等の理解を深めるための周知・啓発を行います。

個別目標１　個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

基本施策（1）　地域で日常生活を継続するための支援

個別施策①　相談支援の充実

現状と課題

【相談支援とサービス等利用計画】

障害者の相談支援は、本人のニーズの充足とともに、社会、経済、文化活動への参加を具体的に実現させるためのものであり、障害の種別や本人の社会参加や就労及び生活状況によって多種多様な分野にわたっています。

総合的な相談支援を行う中核的な機関である基幹相談支援センター（障害者福祉課内）を中心に、区内の地域生活支援拠点及び指定特定相談支援事業所と連携をとりながら、相談体制の充実を目指して研修や連絡会を運営してきました。

障害の種別や程度によって、サービスの利用意向や希望する生活の仕方をはっきり意思表示できる方がいる一方、自身では課題の整理や意思表示が難しい方もいます。障害者への相談支援やサービス利用の決定・提供にあたって、支援者は障害者本人の意思決定と選択権を尊重する必要があります。また、相談の個別性に対応するためには、公的制度から区内外のインフォーマルサービスを熟知する専門性と広い守備範囲を備えたコーディネート力が必要です。障害者の相談を有効に進めていくためには、個別具体的なサービスの組み合わせを提案し、本人のエンパワメント及び自立を円滑に進めていくことが求められています。こうした現状から、平成 29 年 4 月から、身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」及び精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」に相談支援専門員を増員し、土日にも相談支援事業を実施するとともに、令和 8 年 3 月より知的障害者の拠点に「滝乃川学園ともいろ」を加え、24 時間 365 日の緊急床の調整機能を確保しました。

基幹相談支援センターと拠点施設との連携を密に行い、重複した障害のある方も複数の拠点施設で対応できることや、拠点施設以外の指定特定相談支援事業所でも相談支援機能を強化するなどの仕組みづくり・人材育成が課題です。

【障害児の相談支援】

心身に障害や発達に心配のある子どもについて、子ども総合センター内児童発達支援センターにおいて発達に関する専門相談を行っています。また、障害や発達等に心配のある子どもと家族への支援を行っており、障害児支援利用計画の作成とセルフプラン作成のために情報提供や発達障害のある子どもの子育て経験を持つ保護者(ペアレントメンター)による相談会を実施しています。

さらに、身近なところでの支援が可能になるよう、保育、教育などそれぞれの部署でも相談を受けています。子どもの発達段階に応じて必要な支援が継続的に提供されていくことが望まれます。

個別施策の方向

【相談支援とサービス等利用計画】

区では、ご本人やその家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づき、区の指定を受けた指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるためのトータルプランであるサービス等利用計画作成を進めています。また、本人やその家族の急な不調や災害時など、日頃から緊急時における支援策や連絡先を確認できるようクライシスプラン作成の取組を行っています。

サービス等利用計画作成の対象にならない地域生活支援事業(移動支援や障害児等タイムケアなど) のみの利用者や、障害当事者や家族自身でセルフプランを作成してセルフケアマネジメントを行う人たちにとっても、サービス利用の適切な調整ができるよう、サービス利用に向けたわかりやすい情報提供や、事業所との連絡体制を構築していきます。

また、都の「特定相談・一般相談連携機能強化支援事業」の活用により、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方への相談業務を行う事業所を対象に、必要な経費について補助を行っています。

必要な時に相談でき、ライフステージや障害種別によって異なるニーズに沿った対応ができるように、基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風、滝乃川学園ともいろの 4 か所の地域生活支援拠点が地域生活支援体制の中心となります。シャロームみなみ風では、身体障害・知的障害・精神障害のほか、医療的ケアや強度行動障害等の特性にも対応した専門性を高めるための研修などを行っていきます。特に福祉サービスの情報の入手が困難な方や必要なサービスを受けていない方に対して、各拠点施設や指定特定相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所が、適切な相談対応・情報提供を行うことができるよう、研修や指導検査等の機会及び障害者自立支援協議会での協議や事例検討、情報共有等を行いながら、支援・啓発していきます。なお、地域生活支援拠点連絡会においては、支援者支援の視点をもって、地域生活支援拠点の専門性を活用し、モニタリング結果の検証を実施していきます。

保健センターでは、精神障害者や難病患者及び家族等に対して、保健・医療・福祉関係機関との連携により相談支援を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請時において、障害福祉サービスを含めた社会資源についての案内を行います。特に精神障害者については、セルフプランの作成支援を継続するとともに、特定相談支援事業所へのつなぎの支援も行っていきます。

精神保健福祉連絡協議会や障害者自立支援協議会等を通して、関係機関と顔の見える関係を構築していくと同時に、区民やサービス提供事業者等に対し、区による相談支援の体制の周知啓発を行っていきます。

【障害児の相談支援】

子ども総合センターは、令和 7 年度に児童発達支援センターへと機能を拡充し、地域の障害児通所支援の中核としての役割を担っています。

また、ペアレントメンターによる相談会については、保護者が気軽に相談できる場となるよう、事業の周知を進めるとともに、利用しやすくなる工夫を引き続き行っていきます。

施策に関する主な事業

▹▹障害者自立支援ネットワーク
▹▹特定相談・一般相談連携機能強化支援事業

子ども総合センター内児童発達支援センターにおける事業

▹▹発達相談（電話相談/来所相談）　▹▹ペアレントメンター

保健予防課・保健センターにおける事業

▹▹保健師等による相談・療養支援
▹▹精神保健福祉連絡協議会
▹▹精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹障害児相談支援
▹▹計画相談支援　▹▹相談支援　▹▹基幹相談支援センター
▹▹障害者自立支援協議会

個別施策②　日常生活を支える支援の充実

現状と課題

障害者が地域で生活を維持継続していくためには、個々のニーズに応じた福祉サービスが地域の社会資源として充実していること、そして適切なサービスの利用に向けたきめ細かい継続的な支援が大切です。

多くの方に適切な支援を受けていただけるように、限りある社会資源を有効に活用するためにサービス等利用計画の作成、地域におけるケアマネジメント体制を整備していく必要があります。

個別施策の方向

区では、居宅介護（ホームヘルプ）や日中活動を行う生活介護・就労継続支援 B 型等の障害福祉サービスや日常生活用具等の地域生活支援事業のサービスについて、障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるように、情報提供やサービス調整等の利用支援を充実させ、今後も過不足なくサービスが行き渡るように支援をしていきます。

区独自で実施している手当や各種助成・タクシー券の支給等、障害の種別や程度に応じたサービスについても、引き続き適切な支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

▹▹心身障害者巡回入浴サービス
▹▹心身障害者訪問理美容サービス
▹▹寝具乾燥・消毒サービス
▹▹紙おむつ等支給（費用助成）
▹▹心身障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹居宅介護　▹▹重度訪問介護　▹▹同行援護　▹▹行動援護　▹▹生活介護
▹▹重度障害者等包括支援　▹▹自立訓練（機能訓練）
▹▹自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
▹▹基幹相談支援センター
▹▹意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置・遠隔手話通訳等サービス、失語症者向け意思疎通支援事業）
▹▹日常生活用具（介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援）
▹▹住宅設備改善費　▹▹移動支援　▹▹地域活動支援センター
▹▹心身障害者巡回入浴サービス

個別施策③　保健医療サービスの充実

現状と課題

【障害の原因となる疾病の予防】

糖尿病や高血圧等の生活習慣病は脳血管疾患による麻痺や視覚障害、慢性腎不全等による生活障害を引き起こす原因の一つです。生活習慣病の発症予防や重症化予防のために、若い世代から健康な生活習慣づくりに取り組む必要があります。また、HIV 感染症は、早期発見・治療により予後が改善されましたが、依然として、慢性感染症として長期療養を必要とする疾患となっています。感染者はいまだ減少しておらず、特に 20 代、30 代の若年層の感染が最も多く、区の後天性免疫不全症候群（エイズ）による免疫機能障害の障害者手帳所持者数も年々増加しています。若年層への HIV 感染を予防するための普及啓発が必要です。

【こころの健康の相談支援】

区における精神科等への通院医療費公費負担制度（自立支援医療）の受給者や、精神障害者の手帳（精神障害者保健福祉手帳）を持つ人は、年々増加しています。

精神障害者が安定して日常生活を継続するためには、本人への支援だけでなく、周囲の人々の理解を促し社会全体で支えあえるよう啓発するとともに、引き続き相談窓口の周知や相談支援体制を充実させていくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、こころの健康を支援する取組として、区ではこころの不調への早期発見・早期相談・早期治療を支援しています。また、未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援）事業や、精神障害者への退院後支援を実施することで、精神障害者が安定して地域で暮らし続けられるような体制を整備しています。

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)や難病患者等を支えるためには、訪問診療や訪問看護、在宅療養機器の手配等の医療面からの支援体制や家族や介護者の介護負担を軽減し、無理なく在宅での介護を継続できるような福祉サービスの充実が求められています。特に障害児の場合、主たる介護者となることが多い母親の精神的・肉体的負担は大きく、仕事を辞めざるを得ない等母親自身のライフスタイルを変えなければならないケースや兄弟姉妹へのケアまで十分に手が回らないといった現状があります。状況に応じた専門的ケアやレスパイトを含めた多様なニーズに対応するため、区では基幹相談支援センターに東京都医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療、保健、保育、教育、福祉等の多職種連携を支援しています。

【難病患者等の支援】

難病は、発病機構が不明かつ治療方法が未確立であり、進行性で生活上の支障を伴いながら長期の療養を必要とするため、適切な療養環境の整備と生活の質の維持に向けた支援が重要です。区では、難病対策の推進を協議する場として、難病対策地域協議会を設置しています。また、難病等医療費助成の申請時には支援事業や支援制度、相談窓口等を紹介し、必要な支援につなげるとともに、患者の療養生活を支援しています。

HIV 感染者・エイズ患者については、長期療養に伴う費用負担の増加や高齢化に伴う HIV 以外の疾患や合併症の管理等という新たな課題が発生しています。

個別施策の方向

【障害の原因となる疾病の予防】

生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、正しい知識の普及啓発、健康診査、歯科健康診査、健康相談等を充実します。特に、健康に意識が向きにくい若い世代に向けた知識の普及啓発を積極的に行います。また、HIV 感染を予防するための普及啓発を、教育関係機関等と連携して行います。

【こころの健康の相談支援】

こころの不調の早期発見・早期相談・早期治療に向けて、相談窓口の周知、精神保健相談や保健師等の訪問・面接等による相談支援を実施します。併せて、心のサポーター養成研修の開催等により普及啓発を充実させ、精神障害者本人だけでなく、家族をはじめとする周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛け等の支え合いができるような環境を整備していきます。

また、未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援）事業や精神障害者への退院後支援の実施により、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携しながら、精神障害者が安心して地域で暮らしつづけられるよう引き続き支援します。さらに、精神障害者を支援する保健・医療・福祉関係機関との連携強化及び資質向上のための研修会等を行い、相談支援体制の強化を図っていきます。

「心の健康」に係る指導については、小学校学習指導要領では体育科保健領域の 5 年生の授業の中で、「心は年齢とともに発達すること及び心と体には密接な関係があることについて理解できるようにすること及び、不安や悩みなどへの対処について課題を見つけ、それらの解決を目指して知識及び技能を習得したり、解決の方法を考え、判断するとともに、それらを表現したりできるようにすること」が示されています。

また、令和 3 年度から全面実施された中学校学習指導要領の保健体育科保健分野においては、1 年生の授業の中で「心身の機能の発達と心の健康」について小学校での学習を一層深めることとともに、新たにストレスへの対処についての技能の内容が示され、リラクセーションの方法を取り上げてストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるようにすることが示されています。

区立学校では、学習指導要領に示された内容に基づき、保健の教科用図書を活用して適切に「心の健康」についての指導を実施していきます。

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

本人や家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域における保健・医療分野と福祉分野が連携のもと、相談支援を行います。具体的には、日常的な健康管理や病気の治療が受けられるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進を図ります。

また、地域で安心して生活していくために、通所施設やグループホームの職員が適切に医療的ケアを実施できるよう、研修や講習会を継続的に実施し、職員のスキルアップを図っていきます。

【難病患者等の支援】

難病患者等が必要な支援につながることができるよう、難病等医療費助成申請時や区ホームページにおいて、支援制度や相談窓口、また障害福祉サービスの対象となる指定難病等の一覧について周知するなど、相談支援及び情報提供の充実を図ります。障害者総合支援法や介護保険法に基づくサービス利用の調整や、関係機関との連携により、難病患者やHIV感染者・エイズ患者等の在宅療養を支援します。また、病状や生活状況に応じて必要な支援につながることができるよう、相談支援や情報提供の充実を図ります。さらに、患者や家族介護者が互いの体験や療養に関する情報交換を行う場を設け、安心して療養生活を送ることができる環境づくりを進めます。

施策に関する主な事業

【障害の原因となる疾病の予防】

▹▹生活習慣病対策：健康診査、歯科健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等

▹▹エイズ対策：普及啓発（区内中学校の生徒向け講座、講習会等）、HIV抗体検査・相談事業、療養支援、新宿区HIV/AIDS関係機関ネットワーク連絡会

【こころの健康の相談支援】

保健・医療・福祉関係機関との連携

▹▹精神保健福祉連絡協議会

▹▹精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会

▹▹障害者自立支援ネットワーク

普及啓発

▹▹精神保健講演会

▹▹心のサポーター養成研修

▹▹ストレスマネジメント講座（子育て世代、働く世代、シニア世代）

▹▹健康教育
▹▹ホームページによる普及啓発
▹▹区民向けパンフレット『知っておきたい、こころの病気』作成・配布
▹▹10 歳代向けパンフレット（『気づいて！こころの SOS』、保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレットも併せて作成）
▹▹うつ予防リーフレット、若年性認知症啓発リーフレット作成・配布（区民健診案内冊子に掲載）
▹▹自殺予防のゲートキーパー養成講座（動画配信）
▹▹自殺対策強化月間の取組

相談
▹▹保健師等による面接・訪問相談等
▹▹精神保健相談（うつ専門相談、依存症専門相談含む）
▹▹産後うつの相談　　・親と子の相談室
▹▹精神障害者退院後支援
▹▹未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援
▹▹教育センター教育相談室、スクールカウンセラーによる相談
▹▹相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー等事業

早期回復・社会復帰支援
▹▹デイケア（精神障害者社会復帰支援事業）
▹▹精神障害者の家族支援（統合失調症家族教室、家族教室 OB 会）

人材育成
▹▹精神保健講演会（支援者向け）

医療費助成
▹▹精神保健対策：医療費助成（国制度）
▹▹小児精神障害者入院医療費助成制度（都制度）

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】
▹▹在宅医療体制の推進
▹▹在宅医療と介護の交流会
▹▹在宅医療・介護資源のリスト（マップ）の作成と連携促進
▹▹かかりつけ医機能の推進
▹▹かかりつけ歯科医機能の推進
▹▹障害者の歯科口腔保健支援事業
▹▹在宅歯科医療の推進
▹▹薬剤師の在宅医療への連携強化
▹▹緊急一時入院病床の確保
▹▹摂食嚥下機能支援の推進

▷▷訪問看護ステーション連携促進
▷▷在宅医療相談窓口
▷▷病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
▷▷障害者医療的ケア体制支援事業

【難病患者等の支援】
▷▷難病対策：医療費助成（国、都制度）、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業（都制度）、在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業、療養相談、リハビリ教室、難病講演会、患者・家族支援（しんじゅく難病サロン）、新宿区難病対策地域協議会　等
▷▷エイズ対策：地域療養支援事業（新宿区 HIV/AIDS 関係機関ネットワーク連絡会）、支援者向け講演会
▷▷小児慢性特定疾病対策：医療費助成（国制度）、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
▷▷在宅重症心身障害児(者)等訪問事業（都制度）
▷▷養育医療
▷▷保健師等による相談・療養支援
▷▷訪問指導（栄養士、歯科衛生士、理学療法士等）

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

【こころの健康の相談支援】
▷▷障害者自立支援協議会

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】
▷▷療養介護
▷▷日常生活用具（在宅療養等支援）

個別施策④　家族への支援

現状と課題

障害児・障害者を介護している家族の精神的または身体的負担は大きく、「何かあったときに介助を頼める人がいない」「長期的な外出ができない」「就労を継続したい」といった悩みを抱えている方も多くいます。在宅の障害者の介護を行う家族等については、60 歳代以上が 6 割を超えており、介護者の高齢化も大きな課題となっています。一方で、未成年の子どもが親の介護の担い手となっているヤングケアラーについても留意する必要があります。家族の介護力が低下した場合でも、住み慣れたまちで暮らし続けられる仕組みが求められています。引き続き安心して利用できる施設運営に向けた支援を行っていきます。また、18 歳以上の障害者を介護している家族が就労を継続するため、通所事業所降所後の夕方から夜間にかけての活動の場が求められています。

【子どもに向けた支援】

障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合、ホームヘルパーにより子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援の利用が可能です。また、子どもが障害者の主たる介護者となっている場合は、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係る負担等に配慮し、居宅介護（家事援助）や重度訪問介護などの障害福祉サービスの支給決定を行っています。

【子ども総合センター内児童発達支援センターでの一時保育】

子ども総合センター内児童発達支援センターでは、3 歳以上で就学前の障害のある子ども、発達に遅れのある子どもを対象とした一時保育を実施しています。買い物や通院等の用事だけでなく、家族等の一時休息（レスパイト）のためにも利用できる事業としています。

【ショートステイ等】

介護をしている家族の休養や、病気・事故などで一時的に介護を受けられない障害者等を対象として、「短期入所」及び「日中ショートステイ」のサービスがあり、区内には区立施設・民間事業所を合わせて 25 床あります（令和 8 年 6 月現在）。

家族が冠婚葬祭に参加する際や介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の入院時等の数週間単位のミドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。

【レスパイト】

日常生活を送る上で何らかの医療的ケアの必要な障害児・障害者とその家族が、地域で安心して生活していくために、福祉サービス、訪問看護等、医療面からの支援体制の充実が求められています。

区では、訪問看護師を居宅に派遣し、一定時間家族等に代わって重症心身障害児等へ医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族等の一時休息（レスパイト）やリフレッシュのほか就労支援及び就労活動支援を図る重症心身障害児等在宅レスパイト等サービス等を実施しています。

個別施策の方向

区立施設としては、区立障害者福祉センター・区立新宿生活実習所・区立あゆみの家において、緊急対応を含めてショートステイを計 7 床（身体・知的・児童）、区立障害者生活支援センターにおいて 2 床（精神）を整備しています。さらに、区立あゆみの家では土曜の日中一時支援として土曜ケアサポート事業を行っています。

民間事業所としては、身体障害者及び身体・知的の重複障害者を対象とする入所支援施設「新宿けやき園」や知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象とする「シャロームみなみ風」があります。これらの入所支援施設に対しては、一定の医療的ケアを必要とする障害者の方の短期入所等も受け入れることができるように、看護師や支援員の増員等に対する補助を行っています。今後も安心して利用できる施設運営に向けた支援を引き続き実施していきます。また、令和 7 年度に開設した公有地を活用したグループホーム「滝乃川学園ともいろ」、「グループホーム博」にも短期入所が併設されています。さらに、「東京四谷さんさんハウス」では利用対象を小・中学生中心としており、障害児のニーズにも対応しています。

区では、障害者の育児支援として居宅介護（家事援助）を活用しています。また、子どもが障害者の主たる介護者になっている場合は、ヤングケアラーコーディネーターと連携し、必要なサービスの支給決定を行います。

ショートステイ等に関するさまざまな要望に対し、他区や都外の施設も含め、広域的に対応していきます。加えてグループホーム建設の計画がある時には、ショートステイも併設するように事業者に働きかけを行っていきます。

重症心身障害児等在宅レスパイト等サービスについては、居宅だけではなく学校等の居宅外におけるサービスの実施を検討します。

夕方から夜間にかけての活動の場については、令和 7 年度から障害児等タイムケア事業の対象者を拡充し、18 歳以降も利用できるようになっています。

施策に関する主な事業

▹▹在宅重度心身障害者介護人休養制度
▹▹区立障害者福祉センターの管理運営
▹▹区立障害者生活支援センターの管理運営
▹▹障害幼児一時保育
▹▹障害児等タイムケア
▹▹重症心身障害児等在宅レスパイト等サービス
▹▹区立新宿生活実習所の管理運営
▹▹区立あゆみの家の管理運営
▹▹新宿区障害者支援施設事業運営費補助

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹居宅介護　▹▹重度訪問介護　▹▹短期入所　▹▹障害者福祉活動事業助成
▹▹日中一時支援（日中ショートステイ、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア）

個別施策⑤　経済的自立への支援

現状と課題

障害者に対する経済的支援は、国の所得保障政策等により各種年金や手当等が支給され、東京都や新宿区でも独自の手当等の支給を行っています。

また、就労支援事業等を充実させ、障害者の生活基盤を支え、経済的な自立を支援していくことが必要となっています。

個別施策の方向

就労等を希望する障害者に対しては、就労移行支援や新宿区勤労者・仕事支援センターの実施する障害者就労支援事業等により支援を行っていきます。今後も平成25 年度に定めた「新宿区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者の経済的自立を促進するため、障害者就労支援施設からの物品等の調達を推進します。

施策に関する主な事業

▷▷障害基礎年金　▷▷心身障害者福祉手当　▷▷重度心身障害者手当
▷▷特別障害者手当　▷▷障害児福祉手当　▷▷心身障害者医療費助成
▷▷新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等
▷▷重度障害者等就労支援

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▷▷就労移行支援　▷▷就労継続支援 A 型　▷▷就労継続支援 B 型
▷▷就労定着支援　▷▷就労選択支援　▷▷重度障害者等就労支援

基本施策（2）　サービスの質の向上のための支援

個別施策⑥　利用者支援と苦情相談の充実

現状と課題

障害福祉サービス提供事業者は、その時々に応じた必要な手続きを踏まえて、サービス利用者への適切な支援を行う必要があります。

利用者の求める支援内容と、事業者が提供するサービス内容との間に隔たりがあり、事業者への申し出では解決しない場合や、直接相談ができない場合などには、苦情相談窓口の整備などの問題解決の仕組みが必要になります。

個別施策の方向

福祉サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重とサービスの質の向上を図ります。集団指導や相談支援事業所連絡会を定期的に開催し、苦情への対応や解決に向けた取組について情報共有し、福祉サービスの質の向上につなげます。

サービス利用に関する苦情相談は一般的に、以下のような段階が設定されています。

（ア）サービス利用者がサービス提供事業者に直接苦情や要望を伝える段階
（イ）（ア）の段階の対応で不満が残った場合や、サービス提供事業者に直接話すことが難しいという場合に区に相談する段階
（ウ）都の福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会に設置）が相談を受け付ける段階

区では主に（ア）と（イ）に対応し、利用者やその家族等から、事業者による福祉サービスの提供に関する苦情の受付窓口となり、内容を確認するとともに、事業者に対しても適切に指導していきます。

また、サービス内容が適正であるかどうかの評価を受け、評価を公表する制度である福祉サービス第三者評価については、利用者が事業者を選択する際の一つの指標として機能しています。区では、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審が普及するよう、今後とも支援を行っていきます。

第４期障害児福祉計画・第８期障害福祉計画に基づく事業

▹▹相談支援　▹▹基幹相談支援センター

個別施策⑦　サービスを担う人材の確保・育成

現状と課題

生産年齢人口は減少傾向にある一方で、福祉サービスを必要とする方が増加に向かっています。障害者福祉を含む福祉・介護の業界全体で、人材不足が継続しており、人材の確保や育成・定着は重要課題になっています。

将来に向けた人材づくりに資するため、多くの人に障害者福祉の仕事に関心や興味を持ってもらえるように、仕事の魅力ややりがいを情報発信し、就職を具体的にイメージできる現場体験会等のきっかけづくりを検討する必要があります。

一方、サービス提供事業者が行う介護や支援には、障害種別や状況に対応した福祉サービスの提供が求められています。多種多様な事業所が参入してくる中、サービスの質の向上とサービスを提供する側の人材育成･資質の向上や職場への定着が求められています。

特に重度・重症の障害者の通所施設においては、利用者の障害のさらなる重度化や高齢化が進んでいることに加え、医療的ケアの必要な特別支援学校卒業生も増加傾向にあります。このため、これらの施設において、医療的ケアに関する職員のスキルアップに取り組み、受入れ態勢の強化を図ることが求められています。

個別施策の方向

障害者の人権と意思の尊重に配慮し、ニーズに沿ったサービス等利用計画の作成とその質の向上のため、区は基幹相談支援センターによる研修と、地域生活支援体制整備の一環としてのシャロームみなみ風への委託による研修を実施しています。

基幹相談支援センターによる研修では、自立支援ネットワークに参画している事業所の職員向けに、障害理解、資質向上等「支援者支援」を目的とした研修を行っています。また高齢者総合相談センター等、他分野に障害福祉を学べる機会を作ることを目的とし、スーパーバイズ派遣事業を行っています。

シャロームみなみ風での研修では、区内の障害福祉サービス事業所の人材育成を支援し、さまざまな障害や支援に関する正しい知識の普及など、障害者福祉に関わる支援者の育成・資質の向上を進め、併せてメンタルヘルスにも留意した取組等により職場への定着を図っていきます。

また、医療的ケアの必要な方の介護者等の知識及び技術の向上をめざすために、「障害者医療的ケア体制支援事業」を実施しています。本事業において、区立あゆみの家やシャロームみなみ風で、介護職員による医療的ケアの実施のための研修を実施し、医療的ケアの必要な特定の利用者に研修を受けた介護職員が対応できるようになりました。

今後も、継続的に研修や講習会を実施し、職員のスキルアップを図っていきます。

施策に関する主な事業

▹▹障害者医療的ケア体制支援事業

▹▹障害者自立支援ネットワーク

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹相談支援

▹▹基幹相談支援センター

▹▹障害者自立支援協議会

個別施策⑧　事業者への支援・指導の充実

現状と課題

障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である障害福祉サービス事業者等が法令を遵守し、本人の意思決定に配慮しつつ、適正なサービスを提供する必要があります。

適正な事業運営やサービスの質を確保するため、障害福祉サービス事業者等に対し、指導検査を引き続き実施していく必要があります。なお、これらの事業を運営する社会福祉法人については、社会福祉法に基づき、法人運営に関する指導検査との連携が必要となります。また、介護保険法に基づく事業を併せて行う障害福祉サービス事業者に対しては、介護保険法に基づく指導検査と障害者総合支援法等に基づく指導検査の連携が必要となります。なお、指導検査の実施にあたっては、サービスの質の確保を促進するために、東京都障害者施策推進部や事務を受託する東京都福祉保健財団との連携が重要性を増しています。

障害福祉サービス事業者等がサービスの質の向上を図るには、経営基盤の安定も不可欠です。新宿区は都内でも不動産賃料の高い地域にあたり、事業所の家賃が運営の負担になることがあります。さらに、支援にあたる職員等の人材不足が指摘されており、今後の障害者の生活を支えるための人材育成の重要性が増しています。

個別施策の方向

サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重及びサービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービス事業者等の適正な事業運営や利用者の人権の擁護、虐待の防止等、サービスの質の確保を図るため、定期的・計画的に指導検査を実施していきます。区が指導監督権限を有する社会福祉法人が障害福祉サービス事業等を行う場合、法人運営に関する指導検査と障害福祉サービス事業等に係る指導検査の連携を図ることにより、適正な法人運営と障害者福祉事業の運営を指導していきます。また、介護保険法に基づく指導検査と連携を図りながら、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を行っていきます。なお、指導検査の実施にあたっては、サービスの質の確保を促進するために、東京都障害者施策推進部や事務を受託する東京都福祉保健財団との連携を図ります。

加えて、適切な運営を行っている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動系事業所（株式会社の運営を除く）に対して運営費補助を行い、継続して安定した経営が図られるようバックアップしていきます。支援にあたる職員等の人材不足については、他自治体や高齢・介護分野での取組を研究する等、幅広い視点で施策を検討していきます。

施策に関する主な事業

▷▷障害者就労支援施設事業運営助成
▷▷指定障害福祉サービス事業等指導検査事務
▷▷社会福祉法人認可及び指導検査等事務
▷▷障害者自立支援ネットワーク

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▷▷相談支援
▷▷基幹相談支援センター
▷▷障害者自立支援協議会

基本施策（3）　地域ネットワークの構築

個別施策⑨　地域生活支援体制の推進　重点的な取組

現状と課題

【地域生活支援拠点】

平成 29 年度に区は、基幹相談支援センターと区内 3 か所の拠点施設による地域生活支援体制を面的に整備しました。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核となり、障害福祉の諸制度や障害福祉サービス、サービス等利用計画の作成や相談など、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行っています。

身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」及び精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」では、それぞれの専門性を発揮した相談支援等のほか、緊急時の受入れ体制や体験の機会・場の提供等の支援を行います。

また、令和 8 年 3 月には「滝乃川学園ともいろ」を 4 か所目の地域生活支援拠点に加え、基幹相談支援センターが稼働していない夜間、土日祝祭日も稼働し、主に知的障害者の緊急床の利用調整を 24 時間 365 日実施します。

【相談支援体制の強化】

障害者生活実態調査の結果によると、区役所などに気軽に相談するために「どんな相談にも対応できる相談窓口」や「専門性の高い相談」に対する要望があります。地域で安心して暮らしていくために「相談支援体制の充実」に関するニーズも一定数あるため、相談支援体制の一層の強化が求められています。

個別施策の方向

【地域生活支援拠点】

基幹相談支援センターを中心に拠点施設及び他の区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図るとともに、ケアマネジメントによる、障害者の多様な生活ニーズに対応できる相談窓口全体の質の向上を目指します。

また、各拠点施設では、在宅生活の障害者や施設入所者のみならず、家族に対する地域生活支援体制の拠点としての役割を担う必要があります。例えば、地域で生活する障害者が、家族の高齢化等により主な介護者の存在や、安心して暮らせる家などの生活基盤を失うことがあります。本人の状況が大きく変わった時なども、各拠点施設が一時保護機能や相談支援機能を活かし、短期入所の利用やサービスの組み替え、在宅サービスの利用に向けた調整を行うなど、家族が担ってきた役割を引き継ぎ、地域での生活を継続するための支援を行うなどの役割を果たします。

【相談支援体制の強化】

相談支援体制を強化するために、区内の地域生活支援拠点施設に相談支援専門員を配置し、区役所閉庁時の土日の相談対応や、サービス等利用計画の作成を促進しています。また、シャロームみなみ風に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材の育成及び区内事業所全体のサービス水準の向上、標準化を図っています。特に強度行動障害の状況にある方への支援に関する専門性を高めることを目的とした研修等の実施や、支援困難事例を関係機関で共有する仕組みづくりについて進めていきます。また、当事者とその家族を対象とした支援についても、包括的な視点で取り組んでいきます。

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹短期入所　▹▹計画相談支援　▹▹相談支援　▹▹基幹相談支援センター

【地域生活支援拠点とは】

障害児・障害者の重度化・高齢化や親亡き後等を見据え、

①相談（地域移行、親元からの自立等）
②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
④専門性（人材の確保・養成、連携等）
⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

の 5 つの機能を強化し、障害児・障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことです。

個別施策⑩　地域の社会資源ネットワーク化と有効活用

現状と課題

基幹相談支援センターと区内 4 か所の拠点施設は、地域生活支援拠点として様々な機能や役割がありますが、それに加え、地域に点在する障害福祉サービス事業所、保健センター、医療機関、人的資源等の社会資源と有機的に結びつくことが必要です。

区では自立支援ネットワークとして、地域生活支援拠点連絡会、進路対策連絡会、医療的ケア児等支援関係機関連絡会、相談支援事業所連絡会、高次脳機能障害者支援連絡会、身体・知的相談員連絡会、ピアカウンセラー懇談会、障害福祉訪問系サービス事業所連絡会及び各種研修事業（障害者自立支援ネットワーク研修）を実施しています。また、平成 29 年 4 月からシャロームみなみ風に委託した研修事業や障害者自立支援協議会とも連携し、障害福祉サービス事業者の人材育成も念頭に置いた総合的なネットワーク作りを進めています。

さらに、精神障害については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会等を開催することで、区内保健・医療・福祉関係機関の連携強化を図っています。

個別施策の方向

多様なサービスを必要とする障害者の対応については当事者の意向を確認の上、個人情報保護に十分留意しつつ関係機関でのケース会議を実施し、障害者団体、地域住民等の幅広い支援者の連携により支援を行っていきます。

ライフステージに対応した切れ目のない支援の提供をめざし、障害者の地域生活を支える保健、医療、療育、保育、教育、就労、日中活動など分野別のネットワークを積極的に活用していきます。

施策に関する主な事業

▹▹障害者自立支援ネットワーク
▹▹精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会
▹▹精神保健・医療・福祉連携の会

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹計画相談支援
▹▹相談支援　▹▹基幹相談支援センター　▹▹障害者自立支援協議会

個別目標２　障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策（1）　子どもの発達に即した支援の充実

個別施策⑪　障害等の早期発見・早期支援

現状と課題

子どもの発達に関する支援は、保健センター、子ども総合センター、保育園、子ども園、幼稚園など複数の機関が行っています。障害の早期発見については、保健センターの乳幼児健診や相談が主な窓口となり、療育機関への支援につなげています。他にも子ども総合センターで相談を受けるケースや身近な保育園・子ども園や幼稚園などの日常の場が発見や相談の窓口になる事も多くなっています。

今後もこうした窓口の多様性を維持しながら、連携を強化し、適切に療育や学校教育へとつながる相談体制の充実を図る必要があります。

個別施策の方向

保健センターでは、各種健診や相談、健康教育、保健師による訪問・面接等を通して、疾病の予防や障害等の早期発見に努めるとともに、医療や専門相談機関との連携を強化し、障害や発達に心配がある子どもへの支援を行っていきます。

子ども総合センター内児童発達支援センターでは、子どもの発達に応じた必要な支援に繋ぐため、適確な知識を持った職員が、子育てのさまざまな場面におけるアドバイスを行います。

併せて、発達検査などの評価を基に発達の状況を保護者とともに確認し合い、支援の必要性を受容できる環境を設けながら保護者と子どもの意向に即した支援を進めていきます。

また、重度の難聴の子どもの保護者は、障害者福祉の制度で補聴器の購入費の支給を受けることができますが、障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を保護者に助成します。

施策に関する主な事業

▹▹補装具費の支給（購入・修理）
▹▹中等度難聴児発達支援事業

各保健センターにおける事業

▹▹すくすく赤ちゃん訪問事業
▹▹1 か月児健診、3～4 か月児健診、6 か月児・9 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、5 歳児健診
▹▹乳幼児経過観察健診　▹▹心理相談、育児相談　▹▹すこやか子ども発達相談
▹▹もぐもぐごっくん歯科相談、はじめて歯科相談、にこにこ歯科相談
▹▹1 歳 6 か月児向け、3 歳児向けパンフレット
（『ちょっと気になる』は子どもを理解するチャンス）
▹▹乳幼児健診時における ICT 利用に関する啓発

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹児童発達支援　▹▹障害児相談支援　▹▹相談支援

個別施策⑫　乳幼児期の子育てに関する相談の充実

現状と課題

子どもの発達には個人差があるため、保護者や周囲の人の理解を進め、障害や発達に心配がある子どもを早期から支援ができるよう、乳幼児健診や育児相談、心理相談等を実施しています。子ども総合センター内児童発達支援センターではペアレントメンター（発達障害児の子育て経験のある保護者）による相談会を実施しています。

支援の必要性が高いと思われる家庭であっても、保護者の気づき等の遅れや、サービスに関する情報不足等から相談やサービスにつながっていないという事例もあり、事業の周知とともに、利用しやすいサービスの構築が必要となっています。

個別施策の方向

保健センターでは、乳幼児の保護者が集う事業や機会を利用して、各種健診や子育てに関する相談の案内等を行い、関係機関につなげていきます。例えば必要に応じて医療機関や専門機関での相談が受けられるように、保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問・面接等を実施し、各機関と連携しながら支援を行います。また、多動や自閉傾向など発達上の問題やその心配のある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師による専門相談を実施し、必要に応じて医療機関や療育機関等につなげる支援を継続します。

保育園･子ども園では、支援の必要性が高いと思われる在園児の保護者に対して、面談などの機会を捉え、保護者の気づきを促すとともに、支援を受けられる関係機関の情報提供や紹介を、引き続き必要に応じ、行います。また、保育園・子ども園に在園していない未就園児親子に対しても、園庭を開放する交流事業などを実施することにより、子育てに関する情報提供や相談機関の紹介を続けていきます。

幼稚園では、就園前の児童・保護者の交流の場を設けたり、園児と交流できる園庭解放の実施などにより、幼稚園教職員に相談しやすい環境を作っていきます。

子ども総合センター内児童発達支援センターでは、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談・支援を保健センター、保育園、子ども園、幼稚園等と連携しながら進めていきます。

子ども総合センター・子ども家庭支援センターでは、地域に身近な子どもと家庭の総合相談の窓口として、子育ての不安や悩み等に対するアドバイスを行うなど、相談者が安心して相談できるように、関係機関と連携しながら、対応していきます。また、児童館でも幼児サークルや通常の親子での利用の場面で、子育てに関する相談を受け付けています。

施策に関する主な事業

各保健センター・健康づくり課における事業

▹▹すくすく赤ちゃん訪問事業

▹▹1 か月児健診、3～4 か月児健診、6 か月児・9 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、5 歳児健診

▹▹乳幼児経過観察健診　▹▹心理相談、育児相談　▹▹すこやか子ども発達相談

▹▹保健師による保健相談

▹▹もぐもぐごっくん歯科相談、はじめて歯科相談、にこにこ歯科相談

学校運営課における事業

▹▹地域に開かれた幼稚園事業　▹▹ 地域子育て支援拠点事業「つどいのへや」

▹▹子ども総合センター内児童発達支援センターとの個別交流保育

保育指導課における事業

▹▹区立子ども園における未就園児親子の交流事業　▹▹子育て相談

▹▹子ども総合センター内児童発達支援センターとの個別交流保育

子ども総合センターにおける事業

▹▹子どもと家庭の総合相談　▹▹幼児サークル　▹▹子育て講座

▹▹子育て訪問相談

子ども総合センター内児童発達支援センターにおける事業

▹▹発達相談（電話相談/来所相談）

▹▹発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）

（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）

▹▹障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹児童発達支援　▹▹障害児相談支援　▹▹相談支援

基本施策（2）　障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実

個別施策⑬　乳幼児期の支援体制の充実

現状と課題

【集団保育における発達への支援】

発達に心配がある子どもが保育園･子ども園･幼稚園等における集団生活の中で、自己肯定感をもって成長できるよう、専門的な助言を受けながら、保育士・幼稚園教諭が教育・保育を行っています。

障害･疾病等により保育園や子ども園での集団保育が著しく困難な、個別の保育を必要とする子どもに対しては、子ども・子育て支援法に基づいた居宅訪問型保育事業による保育を実施しています。

発達に心配がある子どもが幼稚園に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境の設定が必要です。子ども一人ひとりにとって適切な教育のために、幼稚園教諭への専門的な助言等を行っています。

また、子ども総合センター内児童発達支援センターでは、保育園等に通園し、集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいる子どもに対し、保育園等に訪問支援員が出向き、集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施しています。

【医療的ケア児への支援】

医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期入院をした後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアの必要な障害児が増加しています。医療的ケアがあっても利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援等の児童通所サービスも充実してきました。

また、子ども総合センター内児童発達支援センターでは、ご家庭の事情等で児童発達支援への通所が難しい子どもについては、在宅児等訪問支援を実施しています。

区立の保育園・子ども園及び幼稚園では、医療的ケアを必要とする子どもを保育するため、看護師を配置しケアを実施しています。

個別施策の方向

【集団保育における発達への支援】

保育園・子ども園・幼稚園等では、集団保育が可能な障害のある子どもや特別に配慮が必要な子どもに対し、教育・保育を行っていきます。

保育園・子ども園等では保育士等が、専門的知識を有する巡回保育相談員の助言を受けながら、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて保育内容を考えます。また、こうした保育を実施できるよう、必要に応じて職員を加配しています。

巡回保育相談員のほか、保育に精通した職員による巡回サポートチームを編成し、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもに対する保育への不安や疑問等に応え、保育士等を支援していきます。

保育園・子ども園等の保育士等を対象に、理論研修及び事例検討等の研修を実施しています。引き続き、研修を実施することにより、保育士等の障害に対する理解や支援技術の向上を図り、より良い保育環境の整備を進めます。

幼稚園では、必要に応じて介護員を配置しており、資質の向上や教員と連携した保育を行うために研修を実施しています。また、心理士等専門家による巡回相談の助言を受けて子どもの育ちに合わせた指導計画を作成するとともに、子ども総合センターなどの関係機関との連携を図ることで、就学へ向けた支援を行っていきます。

【医療的ケア児への支援】

子ども総合センター内児童発達支援センターでは、医療的ケアの必要な子どもについて、集団の中での療育が可能となるように、子どもの状況に応じて看護師によるケアを実施していきます。

また、在宅児等訪問支援事業を実施し、児童発達支援に通うことの難しい子どもとその家族を支援していきます。

また、平成30年度に設置した「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、区の関係部署・教育関係者・保健医療関係の担当者及び障害福祉関係事業所の担当者が出席し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。同連絡会には令和元年度から医療的ケア児等コーディネーターを配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

今後も学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や多職種協働など、情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図ります。

また、都の「医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業」を活用し、民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る経費を補助することで、地域における活動の定着を促進しています。

施策に関する主な事業

【集団保育における発達への支援】

子ども総合センター内児童発達支援センターによる事業

▹▹保育所等訪問支援

保育指導課における事業

▹▹障害児等巡回保育相談（保育園・子ども園等）　▹▹巡回サポートチーム事業

▹▹保育園・子ども園等保育指導研修

学校運営課における事業

▹▹巡回相談（幼稚園）　▹▹心理士による保護者相談

【医療的ケア児への支援】

▹▹医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業

子ども総合センター内児童発達支援センターによる事業

▹▹在宅児等訪問支援

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹児童発達支援　▹▹保育所等訪問支援　▹▹居宅訪問型児童発達支援

▹▹障害児相談支援　▹▹相談支援

個別施策⑭　学齢期の支援体制の充実

現状と課題

【就学前後の一貫した支援】

特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。長期的な視点に立って一貫性のある支援を進めるため「就学支援シート」や「個別の教育支援計画」等の作成の取組を行うなど、教育委員会を中心に各機関が連携を図っています。

子ども総合センター内児童発達支援センターや児童発達支援事業所では、個別支援計画を作成し支援を提供しています。作成した個別支援計画は、子どもが在籍する保育園、子ども園、幼稚園、学校に、保護者の同意を得て情報提供するように努めています。また、就園、就学の時期に、移行先の園、学校へ個別支援計画を情報提供しています。

【就学相談】

児童・生徒の心身の状態や発達段階、障害の特性等に応じて適切な教育を受けることができるよう、教育委員会における就学相談があります。発達や障害の状況は様々であることから、相談体制を更に充実することが期待されています。

【保護者への情報提供】

保護者を対象に、教育支援課と連携し、入学に関する情報提供や相談をできる機会を設定しています。

【不安や悩み相談】

教育委員会により臨床心理士等の専門相談員が保護者や子どもについての不安や悩みに応じ、面接による相談や電話による相談が実施されています。また、面接や電話で相談が難しい場合は、インターネットによる相談も実施されています。今後も、教育相談の充実や推進が望まれます。

【まなびの教室・特別支援教育推進員】

教育委員会による各学校・幼稚園への専門家の巡回相談、小・中学校への特別支援教育推進員の派遣や全小・中学校での特別支援教室「まなびの教室」の設置により、一人ひとりの教育的ニーズに応える学校指導体制の充実が図られ、発達障害等のある児童・生徒が在籍校で指導を受けることができます。今後も適切な指導及び必要な支援が大切です。

【ことば・きこえの支援】

教育委員会において、区内在住の幼児及び小・中学校の児童・生徒で、「ことば」や「きこえ」に心配がある子どもに対し、専門の言語聴覚士などが面接および指導を行っています。

今後も適切な指導及び必要な支援が大切です。

個別施策の方向

【まなびの教室・特別支援教育推進員】

教育委員会において、これからも学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、特別な支援を要する児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言を行います。

また、障害の状態や発達特性等から教育的ニーズが高まっており、きめ細やかな支援を必要とする対象児童・生徒が増えているため、特別支援教育における相談員・推進員等の専門職の充実を図るほか、全小・中学校に設置した「まなびの教室」での指導の充実を図ります。

さらに、知的発達に遅れがなく、自閉症やそれに類するものや心理的な要因による選択性かん黙等があり、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しい児童のために、少人数（1 学級あたり 8 名以内）で指導する自閉症・情緒障害特別支援学級を令和 9 年 4 月に天神小学校と新宿中学校、令和 10 年 4 月に鶴巻小学校に設置します。

【ことば・きこえの支援】

教育委員会において、区内在住の幼児及び小・中学校の児童・生徒で、「ことば」や「きこえ」に心配がある子どもに対し、専門の言語聴覚士などが面接および指導を行います。

【就学前後の一貫した支援】

「障害者差別解消法」により合理的配慮が求められており、障害理解に関する理解啓発を広く行います。

施策に関する主な事業

▷▷特別支援教育の推進

個別施策⑮　放課後支援等の日中活動の充実

現状と課題

【放課後等支援】

子ども総合センターでは放課後等の支援として、小学生を対象とする「放課後子どもひろば」や、乳幼児期から高校生までを対象とする児童館等で、障害のある子どもも安心して利用できるような環境づくりを進めています。

【放課後等デイサービス】

児童福祉法に基づく障害児を対象とした放課後等デイサービスは、多様な主体により設置され、利用する子どもも増加しています。障害者手帳を所持していない発達障害のある子どもを含む、児童・生徒に対する生活能力の向上や発達段階への支援の役割が期待されています。

【障害児等タイムケア】

区は独自に障害児等タイムケアを地域生活支援事業の日中一時支援に位置付けています。障害児等タイムケア事業所「まいぺーす」では、障害のある子ども（小中高校生）を対象に、主に放課後の時間帯や学校の長期休業時を通じて社会生活のマナー習得や友人関係の構築及び家族の就労支援やレスパイトを行っています。なお、令和７年度から高校卒業後も利用できるようになりました。

個別施策の方向

【放課後等支援】

障害等のある子どもの児童館や「放課後子どもひろば」等の利用を促進する環境づくりを引き続き進めていきます。

地域の子ども等との活動を通じて、同世代の子ども同士の交流を促進します。また、学童クラブに在籍する障害等がある小学生へ対応するため、障害児対応職員を配置するとともに、巡回指導や職場研修等を実施します。

新宿養護学校においても「放課後子どもひろば」を行うことで、新宿養護学校に通う肢体不自由児の放課後活動の充実を図っていきます。

【放課後等デイサービス】

放課後等デイサービスの事業所の情報収集、利用方法への情報提供に努め、事業所への指導も適切に行っていきます。

【障害児等タイムケア】

障害児等タイムケア事業所「まいぺーす」を運営している事業者に対し、サービスの質の向上や、安定した運営のために補助を継続します。

施策に関する主な事業

▹▹学童クラブ　▹▹放課後子どもひろば

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹放課後等デイサービス　▹▹日中一時支援（障害児等タイムケア）

個別施策⑯　療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携

現状と課題

医療的ケア児を含む障害児について、従来から保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関において専門性をもとに支援を行ってきました。

また区では、子どもの支援等に関する状況の把握及び関係機関相互のより効果的な連携を行うため、発達支援部会・こども家庭センター予防的支援部会・子ども学校サポート部会など5つの部会により構成される「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。このネットワークを通じて、支援が必要な子どもや家庭に対して、部会で随時サポートチーム会議を開催し、情報と認識を共有するとともに、支援策と役割分担を協議し、連携して対応しています。

「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」を通して、就学前・就学中・卒業後と切れ目のない支援が可能になるよう連携が必要です。

個別施策の方向

医療的ケア児の支援について、引き続き「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」や「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」にて連携を行っていきます。

施策に関する主な事業

子ども総合センターによる事業

「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の運営

- ▹▹代表者会議
- ▹▹発達支援部会
- ▹▹こども家庭センター予防的支援部会
- ▹▹子ども学校サポート部会
- ▹▹若者自立支援部会
- ▹▹事例検討部会
- ▹▹サポートチーム会議
- ▹▹研修会

第4期障害児福祉計画・第8期障害福祉計画に基づく事業

- ▹▹障害児相談支援
- ▹▹計画相談支援
- ▹▹相談支援
- ▹▹基幹相談支援センター

個別施策⑰　障害等のある子どもへの専門相談の推進　重点的な取組

現状と課題

相談支援に関する調査結果で「18 歳未満の方と保護者の方」からの回答では「専門性の高い相談」に対する要望が引き続き高い割合となっています。区では子ども総合センターや保健センター、教育センター教育相談室が専門性を発揮した相談を受け付けています。

個別施策の方向

子ども総合センターは、児童コーナーや学童クラブも併設された開かれた児童施設であり、区民の誰もが気軽に相談できる環境にあります。発達支援コーナー（愛称「あいあい」）は、令和 7 年度より、児童発達支援センターとして機能を拡充し地域の障害児通所支援の中核としての役割を果たしています。また、発達支援の入り口としての相談支援については、関係機関と連携しながら 0 から 18 歳までの幅広い年齢の子どもに対応していきます。

子どもの将来を見越しながら、発達や障害の状況等に応じて、一人ひとりの子どもが適切な教育を受け、可能性を最大限に伸長させることができるように、就学時だけでなく、就学後も保護者が気軽に相談できるよう就学相談による支援の充実が求められます。

施策に関する主な事業

子ども総合センター内児童発達支援センターによる事業

▹▹発達相談（電話相談/来所相談）

▹▹発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）

（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導、栄養相談）

教育支援課における事業

▹▹就学相談

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹障害児相談支援　▹▹計画相談支援

個別施策⑱　学校教育修了後の進路の確保

現状と課題

学校教育修了後の進路の選択肢を確保するため、日中活動の場を充実させる必要があります。特に重度の知的障害者・身体障害者が通所する生活介護事業の定員確保が課題となっています。また、区内では、就労継続支援B型、生活介護だけではなく、自立訓練や就労移行支援等の日中活動の事業所も多様な形態により実施されており、今後は、個人個人の希望や能力等に合わせた多様な進路先の開拓も必要です。

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率引き上げなどにより、特別支援学校卒業後に一般就労する人数は、増加傾向にあります。企業実習、就労の開始、就労の安定した継続等の個別的なきめ細かな支援が、出身校及び障害者就労支援事業等によって提供される必要があります。

個別施策の方向

毎年行っている、特別支援学校の在籍状況調査を今後も継続し、その結果を事業所、学校、区の担当者により構成されている「進路対策連絡会」で確認していきます。

就労だけでなく、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の多様な日中活動の場の充実と就労支援事業の実施等により、学校教育修了後の進路の選択肢を確保するとともに、複数の機関を活用して就労への支援を進めていきます。

第4期障害児福祉計画・第8期障害福祉計画に基づく事業

- ▹▹生活介護
- ▹▹自立訓練（機能訓練）
- ▹▹自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
- ▹▹就労移行支援
- ▹▹就労継続支援A型
- ▹▹就労継続支援B型
- ▹▹就労定着支援
- ▹▹就労選択支援
- ▹▹重度障害者等就労支援

個別目標３　地域サービスの充実・地域生活への移行の推進

基本施策（1）　地域で生活するための基盤整備

個別施策⑲　日中活動の充実

現状と課題

【重度化・高齢化に対応した日中活動】

障害者の障害の重度化･重複化や高齢化に対応する日中活動の場が求められています。障害者がその人らしく充実した地域生活を送る上で、日中活動の場の充実が必要ですが、加齢などによる心身の変化に伴い、利用している日中活動の従来のサービス内容が、次第にそぐわなくなるケースがあります。具体的には、軽作業が中心の「就労継続支援Ｂ型」というサービスを提供する事業所に長年通所していた知的障害のある方が、加齢とともに作業に集中して取り組むことが困難になったり、身体障害や精神障害といった別の障害を併発し、排泄や食事など身辺の介助や通所時の移動に関しても支援が必要な状況になったりするケースです。

【障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場】

精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等、医療的ケアを必要とする障害児・障害者など、障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場が求められています。必要な情報の提供や専門的な相談窓口への紹介等が課題となっています。

なお、令和３年９月に施行された、いわゆる「医療的ケア児支援法」が、令和８年７月に改正され、令和９年４月に施行されます。今回の改正で、名称が「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」と改称されました。改正の内容としては、法の支援対象に重症心身障害者が追加されると共に、支援施策の充実等を図ることとされています。また、本改正を踏まえた必要な措置については、施行後３年を目途として講じるものとされています。

個別施策の方向

【重度化・高齢化に対応した日中活動】

現在、社会福祉法人や株式会社などの様々な運営主体が就労継続支援や生活介護などの日中活動を行う事業所を運営しており、提供されるサービスも多様化しています。

これからも丁寧な相談等により個々の状況やニーズに合った事業所利用につながる支援を行うとともに、事業者への研修会を通じサービス提供者の技術や知識の向上の支援や情報共有を行い、地域で孤立しない生活を送るために、提供サービスの質の向上を図ります。

【障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場】

精神障害者や発達障害者や高次脳機能障害者に対応した日中活動については、区内外において、就労移行支援、自立訓練、就労継続支援B型等の事業所がそれぞれに異なるサービスを提供しています。

高次脳機能障害者の社会参加の場として、区立障害者福祉センターで当事者グループ支援を週1回実施しています。このほか、高次脳機能障害者支援連絡会を開催し、医療機関や各相談機関と連携し、専門的な相談支援や社会資源の把握に努めていきます。

難病患者等や重度障害者へ日中活動で医療的ケアを提供できるよう、区立あゆみの家の体制を強化していきます。

また、「ふれあい・いきいきサロン」は、外出機会の少ない障害者、高齢者、子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる区民による居場所づくりの活動です。地域包括ケアの推進をめざし、ささえあいの仕組みづくりを進めるために、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営の支援を、新宿区社会福祉協議会が行っています。今後は、サロンの活動状況を把握し、普及啓発を強化して、生活支援体制整備事業と一体的に、障害があっても安心して過ごせる地域の居場所確保を進めていきます。

なお、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対して必要な支援については、今後検討していきます。

施策に関する主な事業

▹▹区立障害者福祉センターの管理運営
▹▹区立あゆみの家の管理運営
▹▹区立新宿福祉作業所の管理運営
▹▹区立高田馬場福祉作業所の管理運営
▹▹区立新宿生活実習所の管理運営
▹▹区立障害者生活支援センターの管理運営
▹▹高次脳機能障害者支援事業
▹▹重度障害者等就労支援

新宿区社会福祉協議会による事業

▹▹ふれあい・いきいきサロン

第4期障害児福祉計画・第8期障害福祉計画に基づく事業

▹▹生活介護
▹▹自立訓練（機能訓練）
▹▹自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
▹▹就労移行支援
▹▹就労継続支援A型
▹▹就労継続支援B型
▹▹就労定着支援
▹▹就労選択支援
▹▹地域活動支援センター
▹▹重度障害者等就労支援

個別施策⑳　住まいの場の充実

現状と課題

【住まいの場の充実】

家族の介護を受けながら在宅生活を送ってきた障害者にとっては、本人や家族の高齢化等により、主に介護をしてくれる者の存在や、安心して暮らせる家など地域で生活するための生活基盤を失うことがあり、これまでと同じ生活の継続ができなくなる恐れがあります。

個別的なニーズに応じ、居宅介護や通所系施設を利用した日中活動、移動支援など適切な在宅サービスを組み合わせて自宅での一人暮らしを継続したり、グループホームや24時間の支援の整った施設に入所したりといった選択肢が確保されていることが必要です。特に、単身生活が困難な障害者にとっては地域で生活し続けられるよう、グループホームを整備することが求められています。

一方、障害者や高齢者等の住宅確保要配慮者の住まい確保が困難な状況です。障害者や高齢者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ないなか、単身高齢者の孤独死などに対する家主の不安があることが理由です。

【精神障害者の地域生活への移行】

精神障害者が円滑に地域生活に移行するには、住まいの場の整備と併せて、自宅での生活を支える幅広い支援を充実していくことが必要となります。グループホームや病院等から居宅生活に移行する方を支援するため、平成30年度に障害福祉サービスの一つとして自立生活援助が創設されました。このサービスの利用者の多くは精神障害者となっており、精神障害者が地域生活に移行するためには、定期的な訪問等による相談や情報提供等が必要です。しかし、未だサービスに関する認知度が低く、提供できる事業者が少ないため、今後も区民等への周知や体制整備を行っていく必要があります。

個別施策の方向

【住まいの場の充実】

在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、グループホームの重要性が高まっていることから、設置を促進していきます。区有地や国、都有地については、グループホーム設置への活用を具体的に検討します。なお、現「早稲田南町児童館等複合施設」の将来的な移転後の跡地活用として、障害者グループホーム及び障害者短期入所の整備を行う予定です。

民有地についても、区から所有者を紹介する等、事業者の整備計画の具体化に向け、必要な情報を提供していきます。建設にあたっては費用補助を継続し、設置に向けて事業者を支援します。なお、住まいの確保の一環としては、自宅の改修や賃貸住宅への入居等の要望にも応じられるように居住サポート事業による支援を行っています。

また、住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、区の事業の一つとして住宅改修費を給付していきます。

さらに、障害者や高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、以下の取組を行います。

・民間賃貸住宅の賃貸借契約に必要とされる保証委託契約を締結したとき及び保証委託契約を継続した（最長 10 年間）ときに支払った保証料の一部を助成します。
・家主が単身高齢者に貸しやすい仕組みとして、入居受け入れに伴う家主の不安を取り除くため、死亡発生時の残存家財整理費用等を補償する保険料の一部を助成します。（最長 10 年間）
・居住する民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きで転居を余儀なくされたときに、区内転居に要する引越し費用と家賃差額の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。
・区内不動産業団体から派遣された住宅相談員が住み替え先に関する相談を承ります。

【精神障害者の地域生活への移行】

精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう、自立生活援助のサービスの周知、利用促進、事業所の整備を図ります。あわせて、区内の精神障害者を対象としたグループホーム及び身体障害者、精神障害者を対象とした福祉ホームの運営事業者に対し、運営助成等の支援を継続し、安定した施設運営を図ります。

一方、居住サポート事業として、アパート探し等住まいの相談支援を行う 6 所の地域活動支援センターの運営事業者に対し、運営補助を継続して行っていきます。区立障害者福祉センターにおいても、居住サポート事業として、住居探し等の相談支援を継続して行っていきます。

施策に関する主な事業

▹▹障害者グループホームの設置促進

住宅課による事業

▹▹高齢者等入居支援

▹▹住宅相談

▹▹住み替え居住継続支援

▹▹区営住宅の管理運営

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

【住まいの場の充実】

▹▹共同生活援助（グループホーム）

▹▹身体障害者福祉ホーム

▹▹精神障害者福祉ホーム

▹▹住宅設備改善費

【精神障害者の地域生活への移行】

▹▹居住サポート

個別施策㉑　入所支援施設等の支援

現状と課題

区内の入所施設では、入所しながら週末は自宅に一時帰宅する事や、それまでの地域との繋がりを絶やすことなく地域で生活を行う事ができます。また、入所施設には、入所者のみならず地域の障害者や家族の支援という役割も期待されています。

シャロームみなみ風は、知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象とした障害者支援施設として運営されています。日中活動サービスとして生活介護及び自立訓練、就労継続支援B型を実施し、短期入所を併設すると共に、計画相談支援も行っています。

区立障害者生活支援センターは、精神障害者に対応した生活訓練の施設として地域生活支援拠点施設の役割も担っています。この2つの拠点は、平成29年度から相談支援専門員を増員することで、区役所閉庁時の土日の相談対応や、サービス等利用計画の作成を促進しています。

また、新宿けやき園は、身体障害者及び身体・知的の重複障害者を対象として運営されています。日中活動サービスとして生活介護を実施すると共に、短期入所を併設しています。

個別施策の方向

医療的ケアの必要な障害者を受け入れるため、新宿けやき園及びシャロームみなみ風の運営事業者に対し、看護師の配置や、安定した施設運営及び支援体制の向上のため、運営助成を行っていきます。

施策に関する主な事業

▷▷新宿区障害者支援施設事業運営費補助

第4期障害児福祉計画・第8期障害福祉計画に基づく事業

▷▷施設入所支援

基本施策（2）　地域生活移行への支援

個別施策㉒　施設からの地域生活移行の支援

現状と課題

地域生活への移行にあたっては、退所後の生活について、障害者本人の意向を尊重しながら支援していくことが重要です。長期にわたる施設入所により、既に家族や住まいが区内にないなど、以前暮らしていた地域との関わりが希薄になっている場合もあります。障害者生活実態調査において、施設に入所している方の多くは、「現在の施設で生活したい」と希望している一方、「施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら区内で生活したい。」と希望している方もいました。希望者一人ひとりにとって地域移行が希望を満たすものであり、かつ適切な居住生活等が保障されるように条件を整える必要があります。

アパート探しやグループホームといった住まいの確保を始め、地域活動支援センター等の日中活動の場の確保等、地域生活を支える福祉サービスの充実を進めていく必要があります。

個別施策の方向

住まいの場として、グループホームの整備を進めるとともに、日中活動の場の確保が重要です。そのために、地域活動支援センター等に対し、補助を継続するとともに、障害者本人の状況に合わせ、多様化している社会資源（日中活動の場や余暇活動の支援、経済的な補償、インフォーマルな支援等）を有効に組み合わせて、サービス等利用計画も活用し、支援を提供していきます。また、地域生活へ移行したい希望のある方については、円滑に地域生活に移行できるよう、施設内外の支援者の連携を行っていきます。

第４期障害児福祉計画・第８期障害福祉計画に基づく事業

- ▹▹居宅介護
- ▹▹自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
- ▹▹共同生活援助（グループホーム）
- ▹▹計画相談支援
- ▹▹地域移行支援
- ▹▹地域定着支援
- ▹▹自立生活援助
- ▹▹基幹相談支援センター
- ▹▹地域活動支援センター
- ▹▹居住サポート
- ▹▹身体障害者福祉ホーム

個別施策㉓　病院からの地域生活移行の支援　重点的な取組

現状と課題

精神障害者の地域移行については、医療機関との積極的な連携を図り、退院支援を推進しているところです。平成30年3月には、国より「地方自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出され、措置入院患者への退院支援についても自治体が積極的に取り組んでいく方針が示されました。退院支援においては、入院中からの退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った地域移行支援、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保を含む高齢の精神障害者に対する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組むことが求められています。

区立障害者生活支援センターでは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの一環として、地域で精神障害者が生活を継続できるよう、区内における精神障害者支援の中核的役割を担っています。宿泊型自立訓練や短期入所事業もそのひとつです。また、24時間365日、電話による相談支援を行い、地域生活における不安の解消等を図っています。

一方、精神障害者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくためには、地域における精神障害に関する理解が進んでいくことが必要です。

個別施策の方向

精神障害者については、退院支援及び地域での安定した生活の支援が重要であるため、入院中の早い段階から退院に向けた地域移行支援を行うなどの相談支援の充実と、医療機関や高齢者等支援の関係機関との連携強化を図っていきます。

また、長期入院となっている患者については、地域生活のイメージづくり等の支援により積極的に退院への意欲喚起を行い、地域移行を促進していきます。

措置入院患者については、国及び都のガイドラインに基づき、本人の意向に沿った形で退院後の医療や福祉サービスにつなげられるよう支援していきます。退院後は、地域での生活が安定的に継続できるよう、保健師等による訪問・面接等による相談支援についても引き続き行っていきます。

精神障害者の医療及び福祉サービスの継続を支援し、病状変化時に早期に対応できるよう、指定特定相談支援事業所、訪問看護ステーション等、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。また、未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業を引き続き実施するなど、精神障害者が安心して地域で暮らし続けられるよう、より一層支援を進めていきます。

特に長期入院していた精神障害者等に対して、生活能力を身につけるための生活訓練等を行うことは退院促進を図る上で重要な取組です。区立障害者生活支援センターでは、精神障害者を対象とした自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練等を行うと共に、精神障害者の地域生活支援拠点として、地域生活への移行の促進や相談事業の充実を図っていきます。

また、精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ることで、本人だけでなく家族を始めとする周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛けをする等、社会全体での支えあいが出来る偏見や差別のない地域をめざします。

施策に関する主な事業

▹▹区立障害者生活支援センターの管理運営

保健予防課・保健センターにおける事業

▹▹精神保健福祉連絡協議会
▹▹精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会
▹▹精神保健相談（うつ専門相談、依存症専門相談含む）
▹▹保健師等による面接・訪問相談等
▹▹精神障害者地域移行プレ事業
▹▹精神障害者退院後支援
▹▹未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援事業）
▹▹デイケア（精神障害者社会復帰支援事業）
▹▹精神保健講演会
▹▹心のサポーター養成研修
▹▹区民向けパンフレット『知っておきたい、こころの病気』作成・配布
▹▹10 歳代向けパンフレット『気づいて！こころの SOS』作成・配布（保護者向けリーフレット、教職員向けリーフレットも併せて作成）
▹▹うつ予防リーフレット、若年性認知症啓発リーフレット作成・配布（区民健診案内冊子に掲載）

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練　▹▹短期入所　▹▹共同生活援助（グループホーム）
▹▹計画相談支援　▹▹地域移行支援　▹▹地域定着支援　▹▹自立生活援助
▹▹精神障害者福祉ホーム　▹▹居住サポート
▹▹障害者自立支援協議会

個別目標４　多様な就労支援

基本施策（1）　多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実

個別施策㉔　就労支援の充実　重点的な取組

現状と課題

自立した社会生活を送るうえで、就労は大きな要素です。就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を図るという意義もあります。障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解が進むにつれ、企業も障害者雇用率達成に向けた取組を強化し、就職に至った人が増えています。

民間企業における障害者の法定雇用率は令和６年４月に2.5%、令和８年７月には2.7%へ引き上げられ、障害者の一般就労に必要な体制整備が一層求められています。

また、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援する就労選択支援が令和７年10月より障害福祉サービスの一つとして創設されました。

個別施策の方向

就労のための支援を必要とされる障害者の方は、増加傾向にあります。区は新宿区勤労者・仕事支援センターが担う障害者就労支援事業として、職業相談から就労準備支援、就職活動の支援、職場実習の支援、就職後の定着支援など、一般企業等で就労するために必要となる一体的な支援を行います。また、障害者就職準備・雇用促進フェアや未就労者と就労者との交流会の開催などにより、障害者の就労に向けたイメージづくりや働く意欲の向上を図ります。このほか、特別支援学校等と区内就労支援施設や新宿区勤労者・仕事支援センター等の関係機関による「進路対策連絡会」等の開催を通じ、関係機関と区との連携を強化し、卒業後のスムーズな就労支援の実施を図ります。

民間企業に対しては、国の障害者雇用施策や企業支援策の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた仕事の創出等への取組を支援していきます。さらに、障害者雇用を実施している企業に対して、障害者受入に関する相談や、職場の障害理解促進の働きかけを行い、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。

また、重度障害者等に対する通勤や職場等における支援を行うため、令和７年度から、国の地域生活支援促進事業に基づき、重度障害者等就労支援を実施しています。

施策に関する主な事業

▷▷新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等
▷▷重度障害者等就労支援

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▷▷就労移行支援　▷▷就労継続支援 A 型　▷▷就労継続支援 B 型
▷▷就労定着支援　▷▷就労選択支援
▷▷重度障害者等就労支援

個別施策㉕　施設における就労支援の充実

現状と課題

区は障害者優先調達推進法に基づき、障害者の自立した生活に資するため、平成25 年度に「新宿区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。方針に基づき毎年度目標を掲げ、障害者就労支援施設等への安定的な発注や、発注件数の増加に努めています。

利用者は、就労支援事業所をその特徴や強みに合わせて選択できるようになってきました。

就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型事業所は、企業での就労に比較的近い場として、株式会社や NPO 法人などにより運営されています。また、就労継続支援B 型事業所は、企業での就労が困難な障害者にとって、生活支援を受けながら就労に向けてスキルを高める福祉的就労の場となり、多様な就労形態の一つとして、大きな役割を果たしています。

福祉作業所等の就労継続支援事業所は、清掃、封入・封緘作業、製造、販売等、様々な仕事を利用者の状況に応じて分担し、工賃向上と作業を通じた社会参加に努めています。今後は提供サービス内容や質の向上が求められています。

新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは、企業や区から受注した仕事の配分または施設と発注元間の仲介や契約支援などを通じて障害者就労支援施設等への様々な支援を行っており、各施設の工賃向上を目指す受注センターの役割は重要かつ多様化しています。

受注センターは、平成 29 年度より開始した「新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク」の事務局の役割を通して、各施設の自主製品の共同販売や販路開拓、養蜂等自主事業の運営、講習会等の情報交換、事業所交流等に取り組み、各施設の工賃や連携力の向上、職員の意欲喚起を果たしています。

個別施策の方向

区の調達方針に基づく目標を達成していくため、障害者就労支援施設等の受注の機会を確保するとともに、新宿区勤労者・仕事支援センターと障害者就労支援施設等が連携を強化し、障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図り、障害者就労支援施設等の経営基盤の安定と障害者の自立を促進していきます。

受注センターでは、障害者就労支援施設等への仕事の配分や仲介業務や助言・相談等を行う際は、施設ごとに個別の事情に配慮し、安定した作業が可能になるよう受注へのきめ細やかな支援を行っていきます。

また、ネットワーク事業では、活動の中で得られた施設の意欲や連携の向上を原動力にして、求心力が高いネットワーク運営に努め、区内施設を支援していきます。

そのために今後も事業所の商品や仕事の品質向上に向けた講習会等の開催、商品の販売促進や事業所活動の周知のためのイベント等での発信、養蜂事業に取り組んでいきます。

施策に関する主な事業

▷▷新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等
▷▷重度障害者等就労支援

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▷▷就労移行支援　▷▷就労継続支援 A 型　▷▷就労継続支援 B 型
▷▷就労定着支援　▷▷就労選択支援　▷▷重度障害者等就労支援

基本施策（2）　安心して働き続けられるための支援

個別施策㉖　就労の継続及び復職等の支援の強化

現状と課題

就労を希望する障害者が就職するため、もしくは在職中の障害者が仕事を継続するために、区、職場、ハローワーク、障害者就労支援施設、グループホーム、特別支援学校、相談支援事業所、新宿区勤労者・仕事支援センター等関係機関が連携し、支援のネットワークを構築する必要があります。また、障害者が就職し職場定着するためには、就労支援だけでなく、生活リズムの確立や健康管理、権利擁護など生活面からの支援も必要です。個別の支援においては、地域福祉権利擁護事業と連携も必要な場合があるなど、多機関多職種による支援体制が求められています。

一方、離職後に適切な就労支援が受けられず在宅生活を余儀なくされている障害者も多いことに加え、在職中に体調等を崩し休職する人もいます。再就職や職場復帰のために適切な支援が行える仕組みづくりが求められています。

個別施策の方向

新宿区勤労者・仕事支援センターの就労支援コーディネーターが企業担当者等と連携し就労の継続や復職への支援体制を構築します。障害者就労支援事業では、受入企業との調整、個別相談等、必要な支援を提供します。

就労の継続を支援するため、働いている仲間同士が、休日や勤め終わりに話し合える場として「たまり場事業」を実施するなど、仲間づくりや日常生活に役立つ知識の習得を支援する場づくりに積極的に取り組みます。加えて、新宿区勤労者・仕事支援センターの実施する障害者就労支援事業の支援を受けて企業等で永年就労を継続している方に対して、これまでの努力を労うとともに、本人のみならず、後に続く利用者の就労継続の励みとなるよう、表彰しています。障害者を永年雇用する企業に対しても、感謝状を贈ることにより、障害者雇用に対する意欲を高めています。

一方、事故や病気がもとで、休職や転職、離職を余儀なくされる方がいます。特に脳血管疾患等の後遺症で身体の麻痺と高次脳機能障害を合わせて受障した方の多くは、病院でのリハビリテーションを経て、復職に向けた職業リハビリテーションが必要となる場合があります。福祉、保健医療等が有機的に連携し、本人に最適な支援を組み合わせて提供していきます。

また、うつ病など精神疾患を原因とした休職中の人が職場に復帰するための支援にあたっては、精神科のデイケアや復職プログラムを行う関係機関、障害福祉サービス（就労移行支援、自立訓練）等の多分野の社会資源の中からその方に合うものを活用していきます。

施策に関する主な事業

▷▷新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等
▷▷精神保健相談（うつ専門相談、依存症専門相談含む）
▷▷保健師等による面接・訪問相談等
▷▷重度障害者等就労支援

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▷▷就労移行支援　▷▷就労継続支援 A 型　▷▷就労継続支援 B 型
▷▷就労定着支援　▷▷就労選択支援　▷▷重度障害者等就労支援

個別目標５　社会活動の支援

基本施策（1）　社会参加の充実

個別施策㉗　コミュニケーション支援・移動支援の充実

現状と課題

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

日中の活動を促進するため、活動の場の整備とともに、障害特性に配慮したコミュニケーションや移動の支援に関するサービス提供が求められています。視覚障害者や聴覚障害者とのコミュニケーションや情報提供においては、一人ひとりのニーズに沿った手段、方法、媒体で行われることが情報の保障として大切です。

特に日常生活で様々な情報を活用するうえで、スマートフォン等の普及は欠かせないものとなっていますが、操作が十分に行えない障害者にとって、生活上の恩恵が受けられないとの声があります。こうした中、令和４年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用による意思疎通を推進する必要があります。

また、令和７年には、手話に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めた「手話に関する施策の推進に関する法律」（以下「手話施策推進法」という。）が施行されました。区では、この法律に先立ち、障害者の意思疎通の充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重しあいながら活き活きと暮らし続けることができる共生社会の実現に資することを目的に、令和２年６月に「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定しています。区はこの条例に基づき、また前述の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「手話施策推進法」の趣旨を踏まえ、手話が言語であることの理解の促進のほか、様々な障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

区は令和元年度に既存の紙媒体のバリアフリーマップを刷新し、オンライン上で利用する新たなマップを作成しました。

これにより、スマートフォン対応、施設情報（ピクトグラム）からの検索、ルート検索が行えるようになっています。また、視覚障害等で地図閲覧が難しい方向けに、主な区有施設等への道順を文字と音声で案内する「音声道案内」もあり、また在住外国人及び海外からの旅行者等の増加を見据えて英語版等の新機能を追加したことで、バリアフリー情報を簡単かつ便利に得られる環境が整っています。

今後も、マップへの掲載施設及び「音声道案内」ルートの追加・更新を行う予定であり、特に「音声道案内」ルート掲載の際には歩道上の安全等を確認して実施します。

個別施策の方向

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

障害者が地域での日常生活を円滑に送ることができるとともに、積極的な社会参加・活動ができるように、障害者その他の関係者の意見を聞きながら必要なサービスの利便性を向上させ、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会を確保し提供していきます。

視覚障害者と聴覚障害者は情報の取得に際し、特に配慮が必要です。例えば視覚障害者のためのサービスである同行援護では、外出時の歩行介助にとどまらず、外出中の代筆代読の支援も行っています。新宿区社会福祉協議会内で運営している視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーでは、行政資料の点字版、音声版を備え、職員による代読サービスを行っています。また、ICT 機器を通じてデジタル活用の利便性を享受し、デジタル化が著しい社会でも障害を理由としてその利活用が妨げられることのないよう、デジタル関連の講座開催や、それに伴う交流コーナーの IT 環境を適宜整備します。聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。また、区役所においては手話通訳者を週 2 回配置するほか、タブレット端末やスマートフォン等を利用した遠隔手話通訳等サービス、並びに、区ホームページ内の「電話代理支援」案内ページに貼られた専用バナーを選択することで、通訳オペレーターと通信し、ビデオ通話等を通じて聴覚障害者等の問合せを手話等にて受け付け、通訳オペレーターが代わりに新宿区へ音声電話をかけるサービスを提供しています。また、聴覚障害者が街中で、周囲に対して耳が聞こえないことを簡単に意思表示できるよう、「耳が聞こえません」と書かれた缶バッチを作成し配布しています。これらのサービスを通じ、区役所内外での手続き等の利便性向上に努め、あわせて手話言語への理解の促進及びその普及に努めます。

視覚障害者・聴覚障害者向け情報保障を支援する福祉用具は、日進月歩の発展を遂げています。日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討しています。

また、失語症者に対して、障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきます。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

利便性を高めるため、必要に応じた施設情報の更新など適切な管理運営を行うとともに、障害者団体や関係機関等に加え、区を訪れる多くの方への周知を徹底し利用を促進することで、障害者の社会参加の充実を図ります。

また、「音声道案内」ルートの作成については、視覚障害の当事者の意見を参考にしながら、ルートの調査等を実施します。

施策に関する主な事業

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

▹▹中等度難聴児発達支援事業

▹▹意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁配置・遠隔手話通訳等サービス、失語症者向け意思疎通支援事業）

▹▹手話講習会　▹▹手話通訳者選考試験　▹▹視覚障害者・聴覚障害者向け講座

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

▹▹障害者差別解消の推進

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

▹▹同行援護

▹▹意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁配置・遠隔手話通訳等サービス、失語症者向け意思疎通支援事業）

▹▹意思疎通支援者養成研修事業

▹▹日常生活用具（情報・意思疎通支援）

▹▹移動支援

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

▹▹理解促進研修・啓発事業

個別施策㉘　文化芸術・スポーツ等への参加の促進

現状と課題

【文化芸術活動の推進】

文化芸術は、新たな価値を生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っています。また、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利を持っています。障害の種別や特性の違いに関わらず、より多くの障害者が幼少期から生涯にわたり、自宅・学校・福祉施設・文化施設・民間の教室等の地域の様々な場で、鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できることが重要です。

区立障害者福祉施設においては、障害者が障害内容やニーズ等に沿った様々な創作的活動や発表の機会を持てるよう支援しています。例えば障害者福祉センターでは、書道や陶芸講座等、様々な内容の講座講習会を実施しています。また、新宿生活実習所では、通所する利用者の日々の暮らしや活動による成果、作品などを地域社会に紹介する「ぽれぽれアート展」を開催しています。

このほか、障害者週間に合わせて新宿駅西口広場や区立施設内で開催している「障害者作品展」では障害者の作品が展示・発表され、多くの人の目に触れることで創作へのモチベーション向上につながっています。

【スポーツ活動への参加】

スポーツ活動への参加は、心身の健やかな成長や生活習慣病の予防、健康増進や生きがいづくりなど、生活の質の向上を図る意味から重要です。区では、障害のある人もない人も一緒になって共にスポーツを気軽に楽しむ機会の提供に努めています。

障害者スポーツの推進としては、パラスポーツ体験会（ゴールボール・車いすハンドボール・デフフットボール・レクリエーションスポーツ）・障害者向け運動教室（ダンス・やさしいボール運動）等をパラスポーツ団体やボランティア等と連携しながら実施し、継続的にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでいます。

引き続き、パラスポーツの普及、障害のある方への理解とパラスポーツを支える人材の育成を積極的に推進していきます。

個別施策の方向

【文化芸術活動の推進】

文化芸術の鑑賞にあたっては、物理的・心理的な障壁が改善されることで、より多くの人が参加しやすくなることから、情報保障（音声ガイド、字幕表示、手話通訳、要約筆記、ヒアリングループ等）や障害特性に応じた配慮等、より一層の環境整備の充実を図ります。

また、障害者の個性を活かし、自己肯定感を高め、社会参加を促す観点からも、引き続き創造活動の拡大充実を図る必要があります。区内の障害者福祉施設等における日中活動のほか、特別支援学校等における芸術に関する教育の一層の充実に努めます。

さらに、作品等の発表の場は、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーションの向上につながり、地域住民と交流する機会としても重要です。障害者週間に実施している「障害者作品展」等の時宜を捉え、多様な人々の交流や相互理解を図ります。

【スポーツ活動への参加】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し発展させるため、誰もがライフステージに応じた様々なスポーツに親しめる機会を創出するとともにパラスポーツの普及啓発や理解促進を図っていきます。

区は、新宿未来創造財団を始めとした生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力を一層強め、障害者のスポーツ実施率向上やパラスポーツへの理解を高めていきます。

一人でも多くの障害者が日常的にスポーツを楽しめるよう、「新宿区スポーツ環境整備方針」の中では「障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」を位置づけています。この方針等に則り、パラスポーツ体験会などの各種事業を通して、障害者のスポーツ・文化に関わる人材を育成し、人材登録や事業内容の充実を進めます。

加えて、「パラスポーツ指導員」の資格取得をスポーツ推進委員及び区立スポーツ施設の職員を中心に推進し、パラスポーツを支える人材を育成していきます。

施策に関する主な事業

▹▹障害者差別解消の推進
▹▹意思疎通支援（手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置）
▹▹理解促進研修・啓発事業
▹▹パラスポーツ体験会
▹▹障害者向け運動教室
▹▹訪問型教室

新宿未来創造財団等における事業

▹▹新宿青年教室

▹▹コミュニティスポーツ大会の基本種目の一つとしてボッチャの実施

(1)障がい者スポーツ支援事業

①障がい者スポーツデー

②ハンディキャップスイムデー

(2)パラスポーツ体験会　ほか

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹同行援護　▹▹行動援護　▹▹移動支援

▹▹理解促進研修・啓発事業

▹▹意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁配置・遠隔手話通訳等サービス）

個別施策㉙　社会参加の促進への支援の充実

現状と課題

障害者が、地域での日常生活を円滑に送ることができ、積極的に社会参加ができるように、それぞれの障害の状況や地域社会への参加の意欲に応じた支援が重要です。

個別施策の方向

障害者団体に対し障害者福祉活動事業費を助成することで、障害者自らが、地域における講習会や研修を行い、体験学習や福祉活動に当事者ボランティアとして参加するなど、生きがいや社会的役割を担い、自己実現の活動を継続できるように支援します。

区立障害者福祉センターでは、障害者の社会参加促進の一環として、さまざまな講座や講習会を実施しています。講座を修了した障害当事者によるピアサポートなど、障害種別や程度に応じた、多様な当事者参加を可能にしています。

各障害者福祉施設では、施設祭りなどを通じて地域住民と障害者が交流する場を充実させるとともに、NPO、地域福祉を担う団体との協働・交流を推進します。

施策に関する主な事業

区立障害者福祉センターにおける講座・講習会

- ▹▹いきいき健康教室・フラダンス・リズム体操・軽体操
- ▹▹書道
- ▹▹陶芸・俳句・茶道・パソコン教室
- ▹▹手芸教室各種　ほか　（年度により変更あり）

第４期障害児福祉計画・第８期障害福祉計画に基づく事業

- ▹▹障害者福祉活動事業助成

個別目標６　障害者の権利を守り安心して生活できるための支援

基本施策（1）　障害者が権利の主体として生活するための支援

障害者の権利擁護に関する法律には、障害者の差別解消法、虐待防止法、民法（成年後見制度）等が挙げられます。障害者の権利擁護を推進するため法制度が順次整備され、平成26年に障害者権利条約を批准しています。

個別施策㉚　障害者の差別解消・合理的配慮に関する普及啓発の推進

現状と課題

障害者基本法第４条で規定する「障害者差別の禁止」を具体化するための法律が、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」です。この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。行政機関、民間事業者ともに障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止され、行政機関には障害者への合理的配慮の提供が義務付けられていましたが、令和6年4月1日より、行政機関だけではなく民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられました。

また、障害者の職業の安定を図るための法律である障害者雇用促進法においても、障害のある人に対する差別の禁止と働く環境の合理的配慮の提供が規定されています。

区は不当な差別的取り扱いをしないことはもとより、合理的配慮の提供の義務も負っているほか、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」に基づき、障害のある人も障害のない人と同じように区の開催する説明会等に参加し、区からの情報を入手できるように、手話通訳者・要約筆記者の設置の基準を明確化し、段差解消スロープ等の支援物品を用意しています。また、権利侵害の把握など地域課題の解消に向け、障害者自立支援協議会と障害者差別解消支援地域協議会とを一体として組織し、障害を理由とする差別の解消の推進及び権利擁護に関する協議を行っています。

個別施策の方向

区職員が障害者差別解消法や職員対応要領の主旨や、障害の特性についての理解を深めるため、障害疑似体験を取り入れるなどの職員向け研修を実施します。加えて、障害者への合理的配慮のための全庁的な取組として、障害者を支援するための物品を活用し、障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実を図ります。

また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、区内の関係機関が、地域における相談事例などの共有を行い、それぞれの知識経験を活かした意見交換により、障害者差別の解消に向けた協議を行っていきます。

事業者に対する障害者への合理的配慮の提供の義務化について、区内事業者に周知していきます。

施策に関する主な事業

▹▹障害者差別解消の推進

▹▹地域福祉権利擁護事業

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹理解促進研修・啓発事業　▹▹相談支援

▹▹基幹相談支援センター

▹▹障害者自立支援協議会

個別施策㉛　障害者の権利擁護の推進

現状と課題

障害者の権利擁護には、意思表示をすることや意思表示を把握してもらうことが難しい場合も含めて、判断能力が不十分とされた知的障害者・精神障害者の法律行為や財産管理を行う成年後見制度が一定の役割を果たしています。

区は、成年後見制度の推進機関として、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターを設置しています。さらに、令和3年度からは、同センターを国の基本計画における地域連携ネットワークの「中核機関」として位置付け、弁護士や司法書士、医師や福祉関係者等の関係機関と連携した支援体制の強化を図っています。

新宿区成年後見センターでは、制度普及のための広報活動や講座の実施、専門家による相談支援、市民後見人の養成と活動支援、親族後見人に対する申立て前から受任後までの一貫した支援などを実施しています。また、将来の不安に備えたい方の任意後見についても、普及啓発や相談支援に取り組んでいます。

さらに、区では、制度利用に係る申立費用や報酬費用の助成により費用負担の軽減を図るとともに、新宿区社会福祉協議会による法人後見（法定・任意）や、地域福祉権利擁護事業との連携により、判断能力が十分でない方の権利擁護のための成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。今後、成年後見制度利用推進事業、法人後見事業、地域福祉権利擁護事業のいずれにおいても相談支援件数の増加が見込まれます。また、支援が必要な単身世帯の増加や、多くの生活課題を抱えるケースなどが増加し、相談支援内容も多様化・複雑化しています。

障害者の権利を守るためのさらなる地域の理解や協力の推進、支援者の養成が求められています。多様化・複雑化する相談に対応するため、職員の専門性の向上や関係機関との連携強化が必要です。加えて、本人の意思の尊重と、意思の把握が困難な場合の本人の最善の利益を目指していくことが必要です。

なお、令和8年6月に、「民法等の一部を改正する法律」及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、同月に公布されました。この改正法では、成年後見制度について、後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化し、制度を利用する必要がなくなったときに終了することを可能とすることや、本人にとって必要な範囲での制度利用を可能とし、自己決定に対する必要以上の制限を防止すること等が規定されています。なお、成年後見制度の見直しに係る改正については、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行となります。

個別施策の方向

権利擁護の推進にあたっては、地域連携ネットワークの中核機関である新宿区成年後見センターが中心となって、引き続き制度の普及啓発や相談対応などの総合的な支援により、地域への成年後見制度の理解・利用促進を進めます。また、希望する親族後見人に対し、申立て前から受任後までの一貫した支援も進めていきます。市民後見人の養成についても、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫した実施を継続します。

新宿区社会福祉協議会では、法人として後見人等を受任する法人後見（法定・任意）や、地域福祉権利擁護事業を実施しています。区は、新宿区社会福祉協議会と連携して、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援に引き続き積極的に取り組みます。

なお、民法の改正に伴い、成年後見制度が大きく見直されることとなりますので、法の施行を見据えて国等の動向を注視していきます。

施策に関する主な事業

▷▷障害者差別解消の推進
▷▷地域福祉権利擁護事業

第４期障害児福祉計画・第８期障害福祉計画に基づく事業

▷▷理解促進研修・啓発事業　▷▷相談支援
▷▷基幹相談支援センター
▷▷障害者自立支援協議会
▷▷成年後見制度利用促進　▷▷成年後見制度法人後見支援事業

個別施策㉜　虐待の防止

現状と課題

区では、平成 24 年 10 月に障害者福祉課に新宿区障害者虐待防止センターを開設しました。毎年約 30 件程度の虐待通報等（通報・届出・相談）が寄せられています。さまざまな虐待ケースに的確に対応することが求められています。

年度ごとの新宿区障害者虐待防止センターへの虐待通報件数

令和 3 年度	13 件
令和 4 年度	21 件
令和 5 年度	34 件
令和 6 年度	28 件
令和 7 年度	38 件

また、障害のある子どもや発達に心配がある子どもを含め、児童への虐待の防止に向けて、区では、子ども総合センターが中心となり、子ども家庭・若者サポートネットワークで、区の関係部署や、東京都児童相談センター、警察、医療等の関係機関と民生委員・児童委員等との連携により、早期の発見・対応と見守りを行っています。

個別施策の方向

新宿区障害者虐待防止センターは、虐待の相談・通報・届出に対応し、関係機関と連携しながら虐待の早期発見と早期防止に取り組みます。虐待を受けた障害者への対応のみならず、家族に対し、居宅介護や短期入所等のサービス利用案内を行い、介護負担が軽減されるよう支援も行います。

障害者虐待について広く啓発を行い、虐待防止の意識を高めていく必要があります。障害者虐待防止の広報・啓発を進めるとともに、障害福祉サービス事業者への運営指導および集団指導を通し、事業所職員に対しても虐待防止の意識付けを徹底していきます。

引き続き、子ども家庭・若者サポートネットワークにより、区の関係部署や関係機関等と連携を図りながら、虐待の早期発見・対応と見守りを行っていきます。

施策に関する主な事業

▹▹子ども家庭・若者サポートネットワーク

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹相談支援　▹▹緊急保護居室確保等

個別施策㉝　消費者被害の防止

現状と課題

新宿消費生活センターでは、商品の購入や契約などのトラブルに対して、消費生活相談員が、関係機関と連携しながら相談に応じ、問題解決の手助けを通して、消費者被害の早期発見、被害の回復、未然防止に努めています。電話や来所での相談が困難な障害者宅へ伺う訪問相談や、弁護士相談、多重債務特別相談を行い、相談体制を強化しています。

また、区では、悪質商法被害防止支援事業を実施しています。区の関係部署、民生委員、新宿区社会福祉協議会、介護保険事業所、障害者福祉事業所、警察などの協力を得て、悪質商法被害防止ネットワークを構成し、被害を早期に発見した場合は消費生活センターへ通報し、相談につないだり、連絡会や研修会を開催しています。

被害が潜在化しやすい障害者等の被害については、今後も関係機関が連携して、被害の未然防止、早期発見に取組んでいく必要があります。

個別施策の方向

消費者被害の防止のため、消費者トラブル等で困ったときには、迅速に消費生活センターに相談していただけるよう、窓口の周知を図っていきます。また、情報誌やリーフレットによる消費者情報の提供、対象者に応じた消費者講座や出前講座の開催により、啓発活動を進めていきます。

悪質商法被害防止支援事業については、引き続き関係機関と連携し、悪質商法被害防止ネットワークでの取組を推進し、消費者被害の未然防止、早期発見に努めていきます。

【参考：権利擁護と成年後見制度】

権利擁護の推進にあたっては、地域連携ネットワークの中核機関である新宿区成年後見センターが中心となって、引き続き制度の普及啓発や相談対応などの総合的な支援により、地域への成年後見制度の理解・利用促進を進めます。また、希望する親族後見人に対し、申立て前から受任後までの一貫した支援も進めていきます。市民後見人の養成についても、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫した実施を継続します。

新宿区社会福祉協議会では、法人として後見人等を受任する法人後見（法定・任意）や、地域福祉権利擁護事業を実施しています。区は、新宿区社会福祉協議会と連携して、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援に引き続き積極的に取り組みます。

施策に関する主な事業

新宿消費生活センターによる事業

▹▹消費生活相談

新宿区社会福祉協議会による事業

▹▹地域福祉権利擁護事業

▹▹成年後見制度利用推進事業

▹▹法人後見事業

個別目標７　こころのバリアフリーの促進

基本施策（1）　障害理解の促進

個別施策㉞　障害理解への啓発活動の促進　重点的な取組

現状と課題

これまで区は、障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱の禁止」や「合理的配慮の提供」に関する内容の周知を図るため、障害者差別解消法のリーフレットを作成し、特別出張所や障害者福祉施設、区のイベント等で配布し、理解啓発に努めてきました。

令和６年度からは、令和３年度に改正された障害者差別解消法が施行され、行政機関だけではなく民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられています。差別の禁止、合理的配慮の提供が浸透するためには、障害理解への啓発活動の機会や方法・内容等を充実し、障害に対する差別や理解不足からくる「こころの障壁（バリア）」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会をめざす「こころのバリアフリー」の促進を図る必要があります。

令和７年には、日本で初めての東京2025デフリンピックが開催され、聴覚障害への理解を深める良いきっかけとなりました。

また、精神障害及び精神障害者に対する理解を深めるために、区民等に対して、広報新宿、ホームページ、講演会、障害者週間等の機会をとらえ、障害理解の促進、障害理解の教育の推進、広報活動を行っています。特に「こころの不調」については、早めに気づき、早めに相談することで、早い回復につながります。本人だけでなく周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛け等の支え合いができるような環境を整備するため、引き続き普及啓発を行っていく必要があります。

なお、ヘルプカードやヘルプマークは、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障害への理解や支援を求めるためのものです。ヘルプマークやヘルプカードを身に着けた方を見かけた周囲の人達は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等の行動をとることが自然にできることが共生社会と言えます。ヘルプマークやヘルプカードについて、一層の周知啓発が必要です。

個別施策の方向

障害理解を促進するため、区主催の協議会や障害者施設でのリーフレット配布にとどまらず、広報新宿への障害理解の記事掲載や新宿駅西口広場での「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催、区役所本庁舎1階での人権啓発パネル展示等、さまざまな機会を通して、障害理解に向けた啓発活動を進めていきます。

また、当事者団体との連携協力による障害疑似体験の取組もさらに推進していく必要があります。実際に障害者との関わりを持つ機会も重要です。障害者福祉施設では、障害者の作品展や施設祭り、講習会、交流会等を通じて、地域住民と障害者が交流する場を設け、地域での障害理解が促進されるよう、引き続き活動を行っていきます。区立障害者福祉センターでは、年数回、区民向けに障害理解に関する講演会を実施するほか、映画鑑賞会などを通じて子どもたちと障害者との交流の機会を創出します。

さらに、令和7年に開催された東京2025デフリンピックのレガシーとして、聴覚障害への理解促進のための取組をより一層進めていきます。

新宿区社会福祉協議会内の視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーで実施する手話サロンや入門手話教室、イベント等を通じ、聴覚障害者と交流しながら手話に関心を持っていただき、聴覚障害への理解を図ります。

さらに、「こころの不調」への気づきについて、心のサポーター養成研修の開催等により、本人の自覚と同時に、周囲の人が早期に気づき、適切に対応できるよう正しい知識や適切な対応についての普及啓発を進めます。特に思春期は、身体の著しい発達に比べ、精神的・社会的に未熟であり、さまざまなこころの問題が生じやすい時期です。子ども自身はもちろん、家族や周囲がこころやからだに起こる急激な変化を十分理解し、SOSのサインに早い段階で気づき対処できるよう、引き続き教育委員会と連携し、中学生とその保護者に対し、正しい知識や適切な対応についての普及啓発を図ります。

施策に関する主な事業

▹▹ヘルプカードの作成及び配布

保健予防課・保健センターにおける事業

▹▹精神保健講演会　▹▹心のサポーター養成研修　▹▹健康教育　▹▹ホームページによる普及啓発
▹▹区民向けパンフレット『知っておきたい、こころの病気』作成・配布
▹▹10歳代向けのパンフレット『気づいて！こころのSOS』（保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレットも併せて作成）
▹▹うつ予防リーフレット、若年性認知症啓発リーフレット（区民健診案内冊子に掲載）
▹▹ストレスマネジメント講座（子育て世代、働く世代、シニア世代）

第4期障害児福祉計画・第8期障害福祉計画に基づく事業

▹▹理解促進研修・啓発事業

個別施策㉟　障害理解教育の推進

現状と課題

各学校では、通常の学級と特別支援学級間の「交流及び共同学習」や特別支援学校と小・中学校との間における、「副籍交流」に取り組んでいます。

児童・生徒に対する障害者理解教育の推進については、障害者スポーツ体験、障害者理解のための学習、障害者スポーツ選手との交流等の教育活動を全 40 校の区立学校で実施しました。授業後に実施した児童・生徒アンケートで「障害者理解が深まったと回答した割合」は 96.6%となっており、目標の達成に向けて成果を上げています。今後は、知的障害等その他の障害への理解についても深められるよう、実践を共有していく必要があります。

また、教職員対象の研修等を通して障害理解を深めるとともに、人権尊重の精神に基づいて児童・生徒の人間形成を図っています。これらの取組を、今後も引き続き推進していく必要があります。加えて、若手教員育成研修会や保健主任会、夏季集中研修会を通した教員向け研修会を実施しています。

保健主任会等において学習障害や心臓疾患等の機能障害など様々な障害を取り上げる等、計画的に研修を実施していく必要があります。

個別施策の方向

通常の学級の児童・生徒と、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の交流及び共同学習等をより一層促進していきます。

また、新宿区社会福祉協議会では、教育委員会が全 40 校の区立学校で実施している「障害者スポーツ体験事業」とあわせて、総合的な学習の時間等で、当事者や支援団体の協力を得て、児童・生徒の福祉体験学習を推進しています。特に東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、障害者理解教育については、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、多様な障害に対する理解についても視野に入れ、「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」に関係した取組の推進を図るなど、児童・生徒の学びを広げていきます。

さらに、教職員に対する研修等の機会を充実させ、教職員の障害に関する理解を深めるとともに、差別や偏見をしない・させない人権尊重の理念を理解した児童・生徒の育成を図ります。

施策に関する主な事業

▷▷障害者理解教育の推進

▷▷障害のある児童・生徒と通常学級の児童・生徒との交流

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▷▷理解促進研修・啓発事業

個別施策㊱　広報活動の充実

現状と課題

障害者週間（12 月 3 日～9 日）における広報新宿への記事掲載やポスター掲示、リーフレットの配布により、障害者差別解消法や障害特性の理解、日常生活での配慮について普及・啓発しています。

個別施策の方向

「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催や、区役所本庁舎 1 階パネル展示等を通じて、効果的な広報活動を展開します。他にもホームページや様々な機会を積極的に活用し、広報活動を推進します。

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹理解促進研修・啓発事業

基本施策（2）　交流機会の拡大、充実による理解の促進

個別施策㊲　互いに交流しあえる機会の充実

現状と課題

子どもから高齢者までさまざまな年代において、地域で交流しあえる機会を設け、障害のある人と障害のない人とが相互に理解しあうことで、障害理解を促進しています。また、交流することで障害者の生活の幅を広げることにもつながっています。

今後は、障害者が地域の行事等の活動にも参加する機会を提供する取組が重要です。

個別施策の方向

障害等のある子どもの「放課後子どもひろば」や児童館等の利用を促進し、障害の有無にかかわらず交流することで、子ども同士や保護者のこころのバリアフリーを促進します。例えば、子ども総合センター内児童発達支援センターでは、通所児と近隣の保育園児、子ども園児が訪問しあい、一緒に活動することを通じ、お互いに認め合う経験を積んでいきます。また、普段関わることの少ない区民に、療育施設を見学してもらう機会を設定したり、地域の方を対象とした講演会を開催したりすることによって、地域に開かれた施設となるよう努めていきます。

区立小・中学校、幼稚園・子ども園等で行う福祉教育及び企業、地域団体が行う福祉体験学習への企画協力や講師紹介を新宿区社会福祉協議会が行っています。福祉教育での地域の障害者や高齢者等との交流を通して、地域の身近な課題や生活者の多様性を感じ、考える機会を支援し、児童・生徒の主体性を高め、地域活動への参加意欲を高めます。

障害当事者、家族などの障害者団体が自主的に取り組む啓発イベント等に対しては、障害者福祉活動事業助成により支援していきます。

区民のみならず、新宿に集まるさまざまな人と交流が深まる機会をさらに充実させるため、新宿駅西口広場での、「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催や、障害者が働く店舗の展開等を実施します。

施策に関する主な事業

▹▹放課後子どもひろば、児童館、学童クラブ

第４期障害児福祉計画・第８期障害福祉計画に基づく事業

▹▹理解促進研修・啓発事業　▹▹障害者福祉活動事業助成

個別施策㊳　地域で交流する機会の充実

現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

個別施策の方向

障害者が地域での活動に参加・交流し、相互に理解を図るための活動を進めていくとともに、広報活動を強化して、障害者施設等で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大等を図ります。

新宿区社会福祉協議会内にある「視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー」は、障害者、ボランティア、地域住民などからなる交流コーナー運営委員会の協力を得て、障害者の利用しやすさを第一に、支援者や地域の人達にも開かれた運営を行っていきます。

一般の方を対象に、講座や自主活動グループなどの活動を通じて交流が図れるよう支援します。また、新規のコーナー利用者の交流活動参加の機会となるように努めます。

防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害のある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。地域の防災訓練に障害者が積極的に参加できるよう、区として周知等を行います。

施策に関する主な事業

▹▹視覚・聴覚障害者支援事業

▹▹避難所防災訓練

基本施策（3）　情報のバリアフリーの促進

個別施策㊴　多様な手法による情報提供の充実

現状と課題

障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例では、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。また、令和４年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされています。

年齢や障害の有無などに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、通常の窓口のほか、区主催の協議会、説明会、セミナー等の事業の運営、区の作成する印刷物やホームページにおいても、バリアフリーを推進する必要があります。

そのため、必要な情報が障害者に伝わるような一層の工夫と細やかな支援が必要です。例えば、障害者がより良い日常生活を送るために役立つ情報をまとめた「障害者福祉の手引」については、音声コードの添付、デジタル音声図書（DAISY）版を作成し、新宿区ホームページにてテキスト版 PDF 版も掲載するほか、「障害者計画、障害児福祉計画・障害福祉計画」については音声コードの添付、点字版、カセットテープ版、デジタル音声図書（DAISY）版を作成するなど、区からの情報については、多様な手法により提供を行っています。また、情報技術の急速な発達による障害者のコミュニケーションに役立つ機器・道具等について、活用の方法を検討します。

広報新宿やくらしのガイド発行にあたっては、引き続き点字版・音声版を発行するほか、新宿区ホームページのウェブ・アクセシビリティをより向上させることにより、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう、利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。

【読書に関するバリアフリー】

読書は、幼児・青少年期、成人期、高齢期の一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

視覚障害や、文字の読み書きに困難がある学習障害（ディスレクシア等）があり、活字を読むことが困難な方への読書環境の向上を一層推進する必要があります。

また、電子書籍等の情報技術の導入により、多様な情報提供を推進していく必要があります。

個別施策の方向

障害者への障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実として、手話通訳者・要約筆記者の設置、印刷物・ホームページ等への配慮、障害者を支援するための物品の活用、窓口における設備の充実について今後も取り組んでいきます。

なお、区において作成、発行する印刷物等にはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方を取り入れています。視覚障害、高齢者、色弱者、聴覚障害、子ども、外国人など見る方によって情報がわかりにくくならないように配慮し、文字が見にくい、色数が多い、前置きが長いなど情報がわかりにくい印刷物にならないよう、写真に文字を重ねない、文字色と背景色のコントラストをはっきりさせるなど、だれもが見やすく理解できるデザインを採用していきます。

【読書に関するバリアフリー】

中央図書館では、新宿区内に在住・在勤・在学で、活字を読むことが困難な方のために以下のサービスを行っています。読書バリアフリー計画の策定も視野に入れて、引き続き、読書環境を向上させるための支援を推進していきます。

・対面朗読
　図書館の資料や、お手持ちの資料などを朗読するサービスです。

・録音雑誌の郵送
　音訳した週刊誌や月刊誌などの雑誌を、希望される方へ定期的にお届けしています。

・録音図書の貸出し・製作
　カセットテープ、DAISY などの録音資料を現在、約 2,000 タイトル所蔵しています。所蔵していない録音図書は、全国の図書館からお取り寄せするか、新たに作成し、SD カードなどにダウンロードしてお貸しします。

・点字図書の貸出し
　点字図書は他の図書館から借用して貸出します。点字データは、ダウンロードしてご提供できます。

・「新宿区声の図書館だより」のお届け
　新しく作成した録音図書や新刊案内、他の図書館で作成した録音図書の紹介及び戸山図書館で購入した音楽 CD の新着案内などをテープまたは DAISY に録音して、隔月に希望者へ郵送または来館で貸し出しています。

・視覚障害者用資料の郵送貸出し
　視覚障害者の方には、視覚障害者用資料（音楽・演芸・文芸などの CD・録音図書・点字資料）を郵送で貸し出しています。

・DAISY 図書再生機の貸出し・操作説明

録音図書の提供は、カセットテープから DAISY 主体に変わってきています。新しい機械操作に不安のある方は、機器の貸出と操作の説明を行いますのでご利用ください。

・マルチメディア DAISY の利用・貸出し

マルチメディア DAISY 図書が各館でご覧になれます。また、戸山図書館に所蔵がありますが、取り寄せていただければ他の館でも貸し出しています。

・布絵本の収集・貸出し

ハンディキャップのある方の機能訓練や子ども向けに考案された布絵本をご用意しています。どなたでもご利用いただけます。

・大活字本の貸出し

弱視の方、高齢の方にも読みやすい大活字本（活字の大きさが普通の約 4 倍）を戸山図書館と中央図書館・こども図書館・下落合図書館・西落合図書館で約 4,000 冊所蔵しています。

・拡大読書器・音声拡大読書器の設置

活字を拡大して読むことができる拡大読書器や、印刷された活字文書を音声で読み上げる音声拡大読書器「よむべえ」を設置しています。

・LL ブックの貸出し

文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な方にもわかりやすい工夫がされた、LL ブックを一部図書館にご用意しています。また、所蔵のない館でも取り寄せたうえでの貸し出しも行っています。

・画面読み上げソフトの導入

画面読み上げソフト（PC-Talker Neo）を、各館で導入しています。

・家庭配本サービス

区内に在住されている図書館への来館が困難な方のために、希望の資料を自宅まで届けます。職員またはボランティアが配本、回収等を行います。

施策に関する主な事業

▹▹広報新宿の発行及び配布（点字版広報及び音声版広報の作成等）

▹▹区政普及のための出版物の発行及び配布（点字版便利帳及び音声版便利帳の作成等）

▹▹ホームページの管理運営（音声読み上げ）

第 4 期障害児福祉計画・第 8 期障害福祉計画に基づく事業

▹▹意思疎通支援（手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス、失語症者向け意思疎通支援）

▹▹日常生活用具（情報・意思疎通支援）

▹▹意思疎通支援者養成研修事業

個別目標８　福祉のまちづくりの促進

基本施策（1）　人にやさしいまちづくり

重点的な取組

個別施策㊵　ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

現状と課題

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づく事前協議制度等を活用し、全ての人が円滑に利用できる質の高い都市施設の整備を進める必要があります。また区、区民、施設所有者等が一体となってユニバーサルデザインまちづくりを推進していくため、ユニバーサルデザインまちづくりの理念を普及・啓発していく必要があります。

【バリアフリーの基盤整備】

高齢者や障害者等の円滑な移動を確保するため、駅や主要な建物を結ぶ道路などについてバリアフリー整備を促進していきます。また、鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドアやエレベーターの設置を促進しています。引き続き、バリアフリー化の着実な実施に向けて、区と施設管理者等が連携して取り組む必要があります。

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

公園利用者の利便性及び安全性の向上を図るため、誰もが利用しやすい公園づくりを進めています。今後とも、公園が住民に身近な存在として有効に活用されるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ちながら、利用ニーズを反映した公園づくりを進めていく必要があります。

【清潔できれいなトイレづくり】

誰もが利用しやすいトイレづくりを推進するため、バリアフリートイレ等の設置を進めています。これからも、まちの利便性及び快適性の向上を図るため、清潔でバリアフリーに配慮したトイレの整備を計画的に行っていく必要があります。

【放置自転車対策】

点字ブロック上や狭い歩道に自転車が放置されることにより、住民の通行の妨げとなる事があります。点字ブロックを頼りに歩行する視覚障害者や、十分な広さが必要な車いす利用者にとっては非常に危険です。放置自転車対策を強化した結果、放置自転車は減少傾向にあります。一方、最近は買い物等の目的での利用が目立ち、一時利用ができる駐輪場や集客施設における駐輪場が求められています。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

障害者や高齢者が気軽にバリアフリー情報を得る機会を提供することにより、当事者の社会参加の機会を創出する取組を充実させることが必要です。

区は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、区民や国内外から来る障害者がバリアフリー情報を容易に得ることができる、新宿らくらくバリアフリーマップの利用を促進しています。

インターネットの閲覧環境が大きく変化する中、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末からの閲覧にも対応したオンラインマップを運用しています。

個別施策の方向

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

条例に基づく事前協議ではアドバイザーを活用し、建築主等に指導や助言を行うことで、ユニバーサルデザインまちづくりに配慮した質の高い都市施設の整備を進めていきます。また区ホームページや SNS 等における情報発信の充実やガイドブックの小学校授業での活用など、区民等の理解を深めるための周知・啓発を行います。

【バリアフリーの基盤整備】

令和 4 年 8 月に設置した新宿区移動円滑化促進方針推進協議会による高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、計画的な道路のバリアフリー化等、方針に基づいた取組みを一層推進していきます。また、鉄道駅のバリアフリールートの複数化や最短化、区内全駅でのホームドアの整備の早期実現に向けて、さまざまな機会を通じて鉄道事業者に働きかけを行います。

また、新宿区移動等円滑化促進方針に基づき選定した区道について、高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、計画的な道路のバリアフリー化を図っていきます。

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

公園の新設や改修の際に、ユニバーサルデザインの視点に立ち、段差解消、スロープの整備、出入口の改良等の整備を行い、公園利用者の利便性及び安全性の向上を図ります。

【放置自転車対策】

民間事業者を活用した駐輪場の利用を促進することや、集客施設の管理者へ駐輪対策の協力を求めて行きます。また、引き続き撤去活動や駅周辺での整理指導員による声かけ、地域住民との協働による啓発活動を行うなど、放置自転車の減少・解消を進めます。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

「新宿らくらくバリアフリーマップ」は障害のある方や高齢の方、子ども連れの家族などに、区内の公共施設や商業施設、公園等のバリアフリー情報を提供するオンラインマップです。パソコンとスマートフォンに対応し、現在地付近のバリアフリー施設や、利用したいバリアフリー情報（車いす対応トイレやベビーカー貸出等）の検索が簡単にできます。そのほか、視覚障害のある方のために、区内の主要施設については、近くの駅から地図によらない音声道案内を作成しています。

また、パソコンやスマートフォン等の特別なスキルを必要とせず、誰でも簡単に情報を入手できるように設計しています。特にバリアフリー設備を絵文字で表した視認性の高いピクトグラム等、分かりやすさと見やすさを重視したデザインを採用することで、誰でも簡単に情報を利用できるバリアフリー情報が取得できるよう努めています。

なお、在住外国人や海外からの旅行者等からの需要が今後も増加することを見込んで英語版の機能も付加しており、様々な観点でのバリアフリー情報の掲載を推進しています。

施策に関する主な事業

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

▹▹ユニバーサルデザインまちづくりの推進

【バリアフリーの基盤整備】

<u>都市計画課における事業</u>

▹▹安全で快適な鉄道駅の整備促進　▹▹バリアフリーの整備促進

<u>道路課における事業</u>

▹▹バリアフリーの道づくり

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

▹▹みんなで考える身近な公園の整備

【清潔できれいなトイレづくり】

▹▹清潔できれいな公園トイレづくり　▹▹清潔できれいな公衆トイレづくり

【放置自転車対策】

▹▹放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

▹▹障害者差別解消の推進

基本施策（2）　人にやさしい建築物づくり

個別施策㊶　建築物や住宅のバリアフリーの普及

現状と課題

障害者や高齢者等が、住み慣れた環境の中で心豊かに暮らせるように、さまざまな住宅施策に取り組んでいます。しかし、住んでいる住宅がバリアフリーとなっていないため生活に支障をきたすことがあり、施策の充実が求められています。

個別施策の方向

住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、住宅設備改善費を給付していきます。

施策に関する主な事業

▹▹人にやさしい建物づくり

第４期障害児福祉計画・第８期障害福祉計画に基づく事業

▹▹住宅設備改善費

個別目標９　障害者が安全に生活できるための支援

基本施策（1）　災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援

個別施策㊷　防災・防犯対策の推進

現状と課題

首都直下地震などの大地震でも津波の被害が想定されない新宿区においては、命を守るためには直接死を防ぐことはもちろん、災害関連死をなくすことがより大切となります。

そのため、日頃から障害者の生活を支援している障害福祉サービス等事業所が中心となり、災害時も継続して障害者の支援ができるような体制を構築していく必要があります。区はこうした事業所の取組を総合的に支援していきます。

【災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり】

「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に向け、建築物の耐震診断や耐震改修工事費用の一部補助など耐震化支援のほか、耐震シェルター・耐震ベッドの設置費用の一部補助を実施しています。

また、家具類転倒防止器具取付事業を実施し、身の回りの安全対策にも取り組んでいます。

震災時の被害を減らすために、建物の耐震化、家具転倒防止器具等の設置をさらに進める必要があります。

【災害時要援護者名簿・災害時要配慮者セルフプランの普及啓発・個別避難計画の作成】

災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、災害発生時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員、防災区民組織等に配布し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用しています。名簿登録者に対し、日頃から“自分の身は自分で守る”という意識啓発とともに、災害時に援護が必要な障害者等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

また、自助・共助の取組の一層の促進を図るため、要配慮者災害用セルフプランの普及啓発をさらに進める必要があります。

これに加え、福祉サービス事業者と連携し、災害対策基本法に基づく個別避難計画の作成を進め、その過程において要配慮者と関係者が話し合いを進めることで、防災意識を醸成していくことが必要です。

【災害時要援護者対策の推進】

災害時において区民へ確実に情報を伝達するため、災害時要援護者など災害時情報を特に必要とする区民を対象に防災ラジオの無償貸与を行っており、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています。

防災ラジオの無償貸与については、引き続き災害時要援護者名簿の登録者に対し周知する必要があります。

【人工呼吸器使用者の支援】

令和 3 年 5 月「災害対策基本法」の一部改正、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改訂により、避難行動要支援者（在宅人工呼吸器使用者も含まれる）ごとの個別支援計画の作成が市区町村の努力義務とされました。

特に、在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、災害時に必要な備えや適切な行動を取ることができるよう、計画を作成し訓練を行ってきました。また、緊急時における安全・安心の更なる強化を図るため、非常用電源装置等の給付を始めました（令和 4 年 7 月開始）。

在宅人工呼吸器使用者が災害時にも自宅で安全に過ごすためには、引き続き電力確保のための備蓄品の準備や情報発信ツールの活用、安否確認の方法など個々に合わせたより具体的な計画を作成し、自宅療養を支援する必要があります。また、避難が必要になった場合には、避難先でも安心して過ごせるよう地域の支援体制を整備する必要があります。

【福祉避難所の充実と体制強化】

発災時に避難者が安心して過ごせるよう、福祉避難所の円滑な運営にあたっては、平時から区と福祉避難所が連携を強化していく必要があります。

【防災訓練への参加】

防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害のある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。

【入所施設の防災・防火・防犯対策】

障害者支援施設等の安心安全のため、施設ごとの防災対策のほか、大規模災害を想定し、区や消防署等関係機関との連携や適切な避難訓練の実施等の安全対策が必要です。グループホームの建設相談を受けた際は、消防設備、防犯設備に関する助成について情報提供を行っています。

【災害時の聴覚障害者への支援】

「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」に基づき、区の主催で実施する避難所防災訓練において、聴覚障害者への対応を想定した訓練を実施しています。

手話通訳訓練の実施について、聴覚障害者や町会関係者などへの周知をさらに進める必要があります。

【ヘルプカード】

障害のある方には自ら「困った」となかなか伝えられない方がいます。手助けが必要な状況なのに、障害があって困ったことをなかなか伝えられない方や困っていることを自覚できない方もいます。「ヘルプカード」は障害のある方が普段から身につけておくことで、日常で困った時、ちょっと手助けが必要な時、緊急時や災害時に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

【こども性暴力防止法に基づく取組】

令和 6 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」という。）が成立し、令和 8 年 12 月に施行されます。この法律の趣旨は、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるものです。

個別施策の方向

【災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり】

建物の耐震化を促進するには、建物所有者等が耐震化の必要性を十分に認識することが大切です。安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう、普及啓発や情報提供、相談体制の充実を図っていきます。

また、地震によるけがの要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。家具類転倒防止対策の重要性の周知を図るとともに、災害時要援護者名簿登録世帯に家具転倒防止器具取付費及び器具 5 点まで無料で設置し、安全確保を図っていきます。

【災害時要援護者名簿･災害時要配慮者セルフプランの普及啓発･個別避難計画の作成】

また、災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨を実施し、広く普及啓発を行うとともに、福祉サービス事業者と連携し、個別避難計画の作成を進めることにより、防災意識の向上を図ります。障害者団体や、支援者、事業者、地域との連携強化により、災害時における支援の仕組みづくりを検討していきます。

【災害時要援護者対策の推進】

引き続きぬくもりだよりへの掲載、区ホームページや広報新宿などで周知を図っていきます。

【人工呼吸器使用者の支援】

在宅人工呼吸器使用者が、安全で安心した療養生活を送ることができるよう、災害時個別支援計画の全数作成を目指します。また、人工呼吸器の緊急時用電源として非常用電源装置等の給付を継続し、発災後概ね 12 時間以上の自助での電源確保を進めていきます。さらに、在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、孤立することなく災害時も住み慣れた地域で過ごせるよう、情報発信ツールの活用の検討を進めます。

【福祉避難所の充実と体制強化】

福祉避難所運営マニュアルに基づき、「福祉避難所開設キット」を活用した開設・運営訓練を実施します。さらに福祉避難所の備蓄物資の計画的な更新を図り、災害時応急体制の強化を図ります。

【防災訓練への参加】

地域の防災訓練に障害者が積極的に参加できるよう、区として周知等を行います。

【入所施設の防災・防火・防犯対策】

新しくグループホームが建設される際には、必要な消防設備や防犯設備の設置を補助していきます。また、障害者の生活の場である入所施設については施設外部からの侵入を防ぐなど安全管理の徹底や緊急時の連絡体制の確保が図られているか、常に確認していきます。

今後も利用者の安全確保を図るため、防犯対策を進めていきます。

【災害時の聴覚障害者への支援】

「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」により、新宿区聴覚障害者協会、新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークルの協力を得て、避難所で聴覚障害者への情報提供が適切に行われるよう努めます。

避難所運営に関与する町会関係者などと手話通訳訓練を共有することで、発災時に活動を円滑に実施できるようにします。

【緊急通報システム・火災安全システム】

一人暮らしの重度の身体障害者及び知的障害者等の方は、緊急通報システム・火災安全システムを設置することができます。今後とも一層の利便性の向上を推進していきます。

【ヘルプカード】

都では、「ヘルプカード」の標準様式を定め、区市町村ごとに作成することを推奨しています。「ヘルプカード」は、障害者が普段から身につけておくことで、日常において困った時、緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。区では「新宿区版ヘルプカード」の普及を推進し、障害者が、災害時においても支援が受けやすい環境づくりを支えていきます。

【こども性暴力防止法に基づく取組】

こども性暴力防止法に基づき、区でも必要な措置を適切に講じ、法の対象となる事業を利用する障害児への児童対象性暴力等を未然に防止します。

施策に関する主な事業

【災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり】

▹▹建築物等耐震化支援事業

▹▹「新宿区災害時要援護者登録名簿」登録者への家具転倒器具取付事業

【災害時要援護者名簿・災害時要配慮者セルフプランの普及啓発・個別避難計画の作成】

▹▹要配慮者対策の推進　▹▹災害時要援護者名簿の活用　▹▹個別避難計画の作成

【災害時要援護者対策の推進】

▹▹防災ラジオの無償貸与

【人工呼吸器使用者の支援】

▹▹在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

【防災訓練への参加】

▹▹避難所防災訓練

【災害時の聴覚障害者への支援】

▹▹避難所防災訓練

【緊急通報システム・火災安全システム】

▹▹緊急通報システム

【ヘルプカード】

▹▹ヘルプカードの作成及び配布